

開 会 午前10時00分

○委員長（佐々木慶一君） おはようございます。

ただいまの出席委員数は12名であります。定足数に達しておりますので、本日の委員会は成立いたしました。

これより本日の予算特別委員会を開きます。

一昨日の答弁内容について、当局より発言の申出がありましたので、これを許可します。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 一昨日の小松委員からの質問に対しての答弁に誤りがありましたので訂正させていただきます。

一般社団法人おらが大槌夢広場への委託費等の全体の金額、1億6,500万円と答えていたものを訂正いたします。1億8,423万9,000円に訂正させていただきます。

○委員長（佐々木慶一君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） ただいま企画財政課長の答弁で、一昨日の1億6,500万円何がしが1億8,000万円、2,000万円ぐらいの乖離があったと答弁しました。今、予算特別委員会です。やはり、その金額に差がある部分について、2款終了、質疑を終結ということでおととい終わりましたけれども、個々の部分について再度質疑を求めたいと思いますがいかがでしょうか。（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木慶一君） ただいま芳賀委員から再質問についての申出がありました。

お諮りします。申出のとおり、企画財政課長が答弁した内容についての再質疑をすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木慶一君） 御異議なしと認めます。それでは、質疑に入ります。芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） それでは、再質問をお願いします。

今、企画財政課長が答弁した1億8,400万円相当の内訳についてお願いします。予算書の、例えば2款地方創生費のどこの項目がそうなのかを明示しながら説明を求めます。

○委員長（佐々木慶一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

では、予算書の51ページをお願いいたします。

まず、大槌町文化交流センター指定管理業務委託料3,379万3,000円。

次に、60ページをお願いいたします。

地域おこし協力隊支援事務局管理運営業務委託料1億100万円。

61ページをお願いいたします。

地域おこし協力隊募集PR業務委託料200万円。大槌町震災伝承プラットフォーム運営業務委託料457万9,000円のうち357万9,000円。移住・定住推進事務局管理運営業務委託料2,727万8,000円。

教育費の108ページをお願いいたします。

図書館費の、図書館指定管理業務委託料1,658万9,000円。図書館指定管理業務委託料1,658万9,000円。

以上となります。

○委員長（佐々木慶一君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 数々の委託料ありがとうございます。まずもって、このおらがさん、約1億8,000万円何がしというお金について、これが大きい小さいかはまず別といたします。しかしながら、世の中では、例えば土木であればA級、B級、C級、D級と積み重ね、実力、そして町との信頼をもって仕事をしてきたということで格付けがあるんですよ。しかし、この、名前を出せばおらがさんですけども、そういう指定管理を受ける業者さん、いろいろ今大槌町は指定管理とかいろいろなものを頼んでいますけれども、格付けって一切ない。ただし、一極集中型の金額ではないのかと。もっと幅広く、将来大槌町を担うのはここだけの指定管理者でないですよと。もっと広くするべきだと。その中で働いている人には、私は何も恨みも何もないです。ただ、予算が上に町民の血税、そして国民の血税、いろいろな補助というものに対しても、日本からのお金でございます。言うならばみんなのお金。それを采配するのは町であって、それを審査するのが議会議員であります。それをもってお聞きしますけれども、まずもってこの議会の中で、その指定管理を受けるということで、おしゃっちの部分の指定管理料、令和2年からです。令和2年から3年、今年で4年目、来年が書換えになります。令和元年の経費、企画財政課長、ちょっと聞いていてくださいよ、令和元年の大槌町は、ちょうど副町長がやっているときですよ、副町長が、そのときの経費と、そのときの経費ですよ、令和3年度の今度に乗っている経費、どちらが比較すれば、ちょっとそこどころに腑に落ちない部分が見ておかしいんですけども、そこをお答えいただきたい。分からないんだったら時間をやりますんで調べてきてください。

○委員長（佐々木慶一君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 2年度と3年度の経費の……（「2年度と3年度じゃない。元年度」の声あり）失礼しました。はい、すみません。3年度におきましては、直営、総額で見えておりますが、3,225万26円でございます。元年度、3,225万5,026円です。3年度、よろしいですね、こちらが委託料で2,440万9,000円でございます。

○委員長（佐々木慶一君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 郷古課長、間違っていないですか。おしゃっちの1つの部分ですよ。あれ、ちゃんと管理しているの。金のあれ、ちゃんと分かっているんですか。これ、委員長、タツテモいいから、それはよろしく。（「暫時休憩にしたほうがいいんじゃないですか」の声あり）

○委員長（佐々木慶一君） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時10分

○

再 開 午前10時11分

○委員長（佐々木慶一君） 再開します。当局。協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 元年度、直営でやっていた金額と3年度の指定管理料ということでの御質問だったと思いますので、先ほど申し上げたとおり、元年度直営のときの額といたしましては3,225万5,026円。3年度、こちらは指定管理料が2,440万9,000円でございます。

○委員長（佐々木慶一君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 答弁だと、令和元年度が3,200万円、この3,200万円はおしゃっち全体直営だったからね。ということは、おしゃっちと、上の図書館も入って3,200万円という答弁ですか。それともおしゃっちだけなんですか。

○委員長（佐々木慶一君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） こちらの分は、おしゃっちの分だけ、いわゆる、になります。図書館含まれてございません。

○委員長（佐々木慶一君） よろしいですか。小松委員。

○14番（小松則明君） おしゃっちだけで比較すれば、私いろいろ見てくると、2年度からなりました、つまり、役所がやっていたときより額が下がるということのメリットで委託業務であるんですね。そして、民間の力を入れていろいろな発信をしましょうと

いうことであると思うんです。それが基本であって。まず、じゃあ私の、つまりおしゃ
つちの部分に対しての金額と、元年度、今の副町長がやっていたときの役所の金額より
3年度は安いんですね。これ、委員長、この口論に対しては3回とかそういうもので
なく、この見ている大槌町民の方々がいるんですよ。それを、ちゃんとそうじゃないん
ですと言っている私のほうが勘違いしているんだと。小松よ、何やっているんだと言わ
れるかも分からないけれども、それを払拭するために言っているんで、3回のやつは取
り払っていただきたい。その部分に対して町当局にまた同じ質問をします。

その、副町長がやっていたときより3年度予算としての金額は安いということによろ
しいですか。元年度。

○委員長（佐々木慶一君） ただいま小松委員のほうから款項目の目の項目について3回
までという基本ルールがありますけれども、本件については重要な案件なので、回数に
こだわらない運用をしてほしいという要望がありました。委員長としては、基本は1目
につき3回の基本ルールは運用したいと思います。ただし、その内容に応じて重要性が
あると認めるものについては、3回を超えて認めることもあることとしたいと思います。

（「ありがとうございます」の声あり）当局、答弁をお願いします。協働地域づくり推進
課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） ただいまお話がありましたとおり、直営のとき
と比較いたしました3年度についてはこの金額のとおり、金額全体としては安くなって
います。大きいものといましては、やはり直営のときにつきましては、どうしても
町の職員の人件費、こういったものも算入されておりますので、その差が大きな差の要
因になっております。基本的に、維持管理料であるとか、あるいは光熱水費というのは
基本的に変わりございませんので、その差額の大きな要因というのはそこにあるという
ことになっております。

○委員長（佐々木慶一君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 今度4年度です。4年度と比較すればいかがなことになりますか。
課長。

○委員長（佐々木慶一君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 元年度と4年度ということでございますと、元
年度は先ほどお話しした金額で、4年度につきましては、今回予算計上させてございま
す3,379万3,000円ということになります。ただし、これがその内250万円という額が3年

に1回の施設の点検、建物点検料であるとか、そういった分で増えてございますので、その分を差し引けば、いわゆる元年度と同じようなレベルで合わせれば、その分の額というのは高くなっているということにはならないのかなというふうになると思います。

○委員長（佐々木慶一君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） ただいまの失言は、発言は間違い。私から訂正します。

私がおしゃちちをしているときの総管理指定料は3,000万円、約ですよ、約、お話ありましたとおり3,250万円かな、これは直営の賃金と、それから臨時職員の賃金で試算しております。臨時です、その当時は。今回、4年度については、これは直営一切入っていません。いわゆる、全て、先日前話したとおり、会計年度職員に相当する額で計算しております。ですから、もしこの時点で4年度、直営をその当時の人数を入れ、なおかつ会計年度職員を4人なり5人なり雇ったという、令和元年、2年度と同等の比較をすれば、ちょっと数字は私正確にはここで申し上げられませんが、当時の私がやっていたときの3,250万円、今回3,300万円になっていますが、その直接の比較はできないものというふうに御理解をお願いしたいと思います。当時は臨時職員と直営の単金で計算した。今回は会計年度任用職員だけで計算をしているということでございます。これに、もしも元年度の直営の工数も入れて計算すれば、いわゆるこの3,200万円よりも直営を入れたもののほうが高くなるというのは明白であろうかと思っておりますので、ここはお間違えないようにお願いします。

○委員長（佐々木慶一君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） その説明に間違いはないと思うんです。指定管理のそもそもの在り方というのが、何回も出ていますとおり民間の活力とノウハウですよ。最大なものは人件費等の経費の削減なわけです。高い、いいものを高く買うのは簡単なんです。だから、それが融合したのが指定管理なはずなのに、3年たったらそこに追いついてしまっているという現状は何なのかということですよ。今副町長が言うように、当時の直営と臨時職員と、と言いますけれども、年度で配置になる職員というのは異動があったり昇格とかがあるから、給料というのは変わるのは当たり前じゃないですか。それを引き合いに出したら議論が成り立たないです。指定管理とは何ぞやと言って、令和2年に2,300万円で始まったものが2年たったら3,300万円、1,000万円上がっているんだと。財政課長の説明は、会計年度任用職員の基準を当てはめたんだと、根本がなければ役場の算定が成り立たない、それは算定の基礎であって委託費とはまた別な次元の話なんですよ。

算定の基礎を用いたら100%のものが適用になるという話じゃないですか。そうしたら、削減の意味がどこにあると私は思う。役場が根拠として持っている数字はいいんですよ。それが今までなかったから今回求めました。それに間違いはないんです。それよりも、いかにいいものを安く契約するかというのが宿命なわけです。そうしたら、算定が上がっていったらどんどん、どんどん上がっていくという話になるじゃないですか。そうしたら、本末転倒な議論だけれども、指定管理がやるのと役場の直営で臨時異動で安い賃金の人みんなおしゃっちにやったら同じことでしょうという話です。そういうことを言っているんじゃないです。だから、大事な、そもそもの指定管理の在り方についてどうなんですかという疑問があるから我々は聞いていると。金の話もそうなんですけれども、金というのは大きい小さいにかかわらず、1回決めたルールが行くじゃないですか。前年を踏襲してこうとか。だから、在り方が間違ってしまうと、どこまでも経費というのは上がっていくんです。だから、総枠、昔の、令和元年の3,250万円を何があっても超えないんだと、ただ3年に1回の固定的な修繕とか経費管理料、これはオプションだというふうに説明していればいいんだけど、いきなりこの資料を見せられてもそこまでたどり着くわけじゃないんです。資料請求をした、某議員がした。そうしたら、4年度の予算審議している資料請求しているんですよ、そうしたら来たものが令和2年度のもので止まっているんです。これ真摯じゃないですよ。真摯じゃないと私は思う。予算書の内訳は4年度もあるよ。でも、経費的なもの、内訳見たら、令和2年度のしかうちのペーパーにはなかったんで、これもちょっと真摯じゃない。だから、そこに何かあるんですかというふうに勘ぐったって、これはしょうがない。そういうことが言いたい。そのことについていかがですか。

○委員長（佐々木慶一君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 4年度の資料をお出ししていないということについては大変申し訳ございません。資料もありますのでお出ししたいと思います。ただ、私先ほど説明の中にちょっと説明が足りなかったなと思っているのは、元年度の、私がおしゃっちを管理しているときの人件費というのは、直営が3人か4人入っていて、臨時職員の方も二、三人いて、それで3,200万円だった。直営も入って臨時職員も入って3,000万円。今回は直営は入っていない状態で、会計年度職員、おらがの人たちだけの金額で3,300万円、それは当然当時の3,200万円から比較すれば100万円幾らも高くなっている、これは変ではないかと思うのは当然だと思いますが、私が言っているのは、当時は直営と臨時職員、

本来であれば、これ直営でやるということになれば、私そのままあそこの所長をやっていたら、私は直営の人間を三、四人また入れて、臨時職員も入れて、臨時じゃなくて会計年度職員ですね、今回は4年度、入れれば当然こんな、ここに書いてあります3,300万円では直営の費用が入るから、総額としてはもっと大きくなりますよということをまず言いたかったんです。なので、これをやはり指定管理というのはコスト削減を図らなければいけないから、直営を全部抜いて、それで会計年度職員の単金でおらがさんに全部やっていただくというふうに考えて、この3,300万円になったという次第です。これが1つ。

もう1つ、なぜ昨日からの話の中で会計年度職員というものを積算の根拠にしなければいけなかったか。これに対して、私も昨日大変分りにくい説明をして、中央公民館がどうたらこうたらという話をしましたけれども、実は、これにつきましては、2018年の労働者派遣法等の変更が、指示がございまして、国は働き方改革関連法案というのをを出しております。これは、雇用形態、正社員、非正規社員にかかわらず公正な待遇確保を、つまり、簡単に平たく言えば同一賃金にしろという、同一労働、同一賃金が基本だということを図らなきゃならないというものがあまして、これにのっとって大槌町においては会計年度任用職員の制度を導入したのは2021年でございます。これを指定管理についても、今回これまでは臨時工の給料で全て考えてまいりましたので、やはり役場の業務の一端を担っているということを考えれば、この積算の根拠にするものというのは、この会計年度任用職員に給料が相当ではないかという方針が出まして、考えに立ってこの会計年度職員の金額を制定して、それを本来であれば3年から会計年度職員が始まっているんですが、4年度にこれを適用させようというふうに考えたものでございます。これが1つです。

ついでに申し上げますと、一般管理費についても、これ今まで、10%に今回上がっています。当時は、私が始めたころは、一般管理費については5%で計算をしておりました。しかし、この今回10%、4年度からなりました。これは、総務省からの通達ございまして、公の指定施設の管理の運営の円滑と住民サービスの向上を図るために、近隣の自治体状況を参考にしながら当町においても4月から一般管理費を、総務省の指示に従いまして、指導もございまして、これを10%に引き上げるというものにしたものでございます。

○委員長（佐々木慶一君） 総務課長。総務課長。

○参事兼総務課長(藤原 淳君) 資料の提出期間のことで補足説明させていただきたいと思います。資料請求で、過去3年の実績ということがございましたので、実績というところで捉えて、決算が出ている部分ということで令和2年度ということで提出させていただきました。なので、平成30年度、令和元年度、令和2年度の資料を提出させていただいたということになりますので、御了承いただければと思います。

○委員長(佐々木慶一君) 小松委員。

○14番(小松則明君) 私が引き続きなので。2018年、国でそういう法案が出ました。2021年、その間何していたんですか。その間違法なことをやっていたんですか。そのときに議員に説明してやるべきじゃなかったんですか。詭弁ですよ。たまたまこういう場になってそういうふうにやりたいと。だから持ってきた。それをやるんだったら2018年ですよ。法案が出てからすぐやるべきでしょう。それを語呂合わせのように言うのは、これ特別職の副町長が……、静かに言います、特別職の副町長が言う言葉ではありません。ナンバーツーですよ。私はこれ、さっき言ったときに、無性に、本当になさけないと思うし、これがもし土木関係のものでしたら、国でそういう方針が出たら執行ですよ。すぐ執行しなければならぬですよ。それを後に持ってくるということは違法の行為ということです。法律を守る役所が何年かたってからおくという、それを実行する、その間は違法行為でしょうが。それをごめんなさいと言ってもいないし、議員にも言っていない。そういう行為がありました。これで議会が、開かれた議会なんですか。テレビを見ている皆さんちゃんと聞いてくださいよ。この実態を。私たちは何のためにここに立っていると。これは、町長がやろうとしてやっているものじゃないのは分かっています。ある一般のところは本当にしゃべっているだけの話で、これは、町長は関係ない話だからね。町長は、だれども最後の執行権だ。判こを押すのは町長だから。これ、町長今度は町長が責められることになると思って。町長の肩を持つわけじゃないですよ。そうして、担当課の課長、この、私全般的な話、委員長、これは大事な話なので、許可していただきたい。さっき委員長が言いました関連づけに重要な話ということでお聞きしますので、どうか御理解ください。

○委員長(佐々木慶一君) 重要な話であることは認めますけれども、質問は簡潔にお願いします。

○14番(小松則明君) はい。簡潔に長くやります。まず最初にしゃべったとおり、1つの団体さんが何億円というものをするときのことということで皆さんに問いかけました。

それにはホップ・ステップ・ジャンプもあって、努力、努力、努力で、途中からとんとん出てきたものに対してどうなのか。それは頭がよくて活発で、そういう人材が大槌町にいないから大槌町は欲しいということで抜擢したんですよ。ところが、大槌は育てるということもうたっているんですよ。育てる、地元の企業とか地元の団体、第3セクターもあります。そこには管理費というものは払って、その途中から協力隊とかいろいろな人たち、いろいろな人たちの能力をもってやると、そして1つのところに今は管理費として納めています。何をやっているんですかその管理費ということになれば、この間言いました、メンテナンス、メンテナンスって心のメンテナンスとか大槌町に慣れる、それに関しては、その管理費で大槌では、例えばいろいろな、第3セクターとかいろいろなところがありますけれども、そういうところに頼んでもちゃんとできると私は思います。大槌町を盛り上げたいという方とか、そういうものに対してのお金をつけるのはいいことです。これは産業振興課長が言っていました、いいことなの、いいことだけれども、やるところって幅広くやるべきじゃないですか、町長。大槌にいる業者も大切にしましょう。私は一極集中型ということに対しては、それは独占企業ですよ。それも1億円、2億円という金ですよ。町民の方は今聞いて何と言うか、今日また電話来ると思いますけれども。みんな今見ているんですよ。見ていて、それに対して町民の方はここには来ていませんけれども、来ていますか、それをやっぱり広める、そして育てる、そして町民の方に納得させる、そうだよな、それでやってくれたから大槌町はよくなつたよな、目指すところは町長も私たちも同じです。俺は産業振興課の課長には行け行けでかなり感謝しているんですよ。これからの大槌の金を生み出すということに対しては、あなたは一番進んでいます。ただ、言葉がたまに過ぎるときがあるけれども、これは余分な話ですが、委員長。

○委員長（佐々木慶一君） ポイントを絞って質問願います。

○14番（小松則明君） 全体の大槌町の、全体の話ということで、大事な話なんです。委員長、そこは少し大目に見てください。私は大槌町が大好きです。大槌町が大好きだからこその言っているんです。そういうわけで、10%の件を話しましょう。

国の指針では最大10%、あれ、一般管理費に対しては、こういう部分に対しては、委託業務。それが7%から8%というのは普通、5%というのはごくごく普通、それが10%ですよ。マックスですよ。マックスの管理費、これいかなものか。10%のマックスの一般管理費について、これはどうしてマックスなのか、担当課長、お答えください。

○委員長（佐々木慶一君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） お答えいたします。

一般管理費につきましては、先ほどの説明があったとおり、国のほうの示す手順書と
いいですか、指針といいですか、そういったものを参考にしてございまして、小松委員
おっしゃるとおりマックス10%で、算定、一定の算定により10%と低いほうを定めると
いうふうになってございます。この、今回の10%を示すに当たり、対象となる団体の状
況を確認したところ、その算式によるとこの10%を上回るという判断をしておしまし
た。ですので、10%のほうが高いので、結果的に国のほうで定めている10%のほうを取
らせていただいたという経緯でございます。

○委員長（佐々木慶一君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 私、金額の部分ではなくて、この指定管理の理念に関して二、三
お尋ねいたします。

まず、指定管理の、今回のこの文化交流センターの指定管理のお話が最初にあったと
きに、全員協議会にて説明がございました。その折に、私は副町長に、これは、結果的
にコストはどのぐらい削減になるんですかというふうにお尋ねしたらば300万円、300万
円削減するんだというお話を当時していらっしゃいました。私、直接お話ししておりま
すので記憶にしっかりあるんです。3年たってこれだけの増額になるということは普通
に考えてあり得ない話。それで、昨日来、一昨日来からおっしゃっているのが、この単
年度の、単年度ごとに見直しがあるんだというふうにおっしゃっておりました。これと
いうのも、最初の説明のときは3年の契約なんだと、それ以外の説明はないわけです。
この単年度ごとの契約というのはいつ決まったんですかと言ったら、最初の契約のとき
からあるんだと。じゃあ、これ契約書の覚書的なものを資料請求として請求いたしま
すが、これは可能でしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 事前に資料請求いただいた中にも協定書、ござ
います。基本協定書と年度協定書ということで、それが指定管理の場合は協定書とい
うことで契約書に代わるものとしてそういう呼称で定めてございますので、そちらが当初
の、令和2年度の基本協定書、そして、令和2年度の年度協定書、3年度の基本協定書、
それらに基づきましてそれぞれの年度の委託料というのを定めて運営していただいでい
るということでございます。

○委員長（佐々木慶一君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 本来であれば我々もその契約書をしっかりチェックすべきなのかもしれないけれども、資料、前回のこの今回の予算委員会に関しての資料請求をしたときに出されて、これを全部見てくださいと言われても、それは目の通し方というのが正直我々としてもつらいものがある。なんでこういう今回この予算委員会の中でこれだけ大騒ぎになっているかといったら、これも一昨日来から申し上げているとおり、まず議会に対して何の説明もないわけです。これぐらいの金額が上がることに對して、全協なり常任委員会なりで本来であればお話をし出して、それからいろいろな意見を出す中で皆さんが納得する形で話を進めれば、何も予算委員会でもめる必要はないんです。そこが全然丁寧じゃないと私は思うんです。そういう意味においては、指定管理の在り方というのをもう一度考える必要があるのではないかと。ただ、この文化交流センターに関しては金額があまりにも大きすぎるゆえに各議員も、やはり少しおかしいのではないかとこの話になっている。ここは今後しっかり対応取っていただきたいと。金額の部分为先ほど来から皆さん金額のことをお話ししておりますので、私はこの指定管理の在り方に関して、一般質問でもやりましたけれども、やはりその説明の部分というのは必要だと思いますよ。副町長いかがですか。

○委員長（佐々木慶一君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 菊池委員の御指摘がありました、事前にこれだけの金額が上がるものに関して説明すべきだったということは全く同感でございます、大変申し訳なく、議員の皆さんには思っております。きちっと予算会議でこういう議論になる前に、皆さんに丁寧なお話をすべきだと、心からそう思っております。これは本当に申し訳ない。それを踏まえまして、これも予算としては出ておりますが、先の話で大変恐縮でございますけれども、将来につきましては、本件こういうことに至ったのも私たちの認識不足というところが一番ありますので、認識とかそういうことではなくて、決まりとしてちゃんと議論すべきことだろうというのが筋だと思いますので、将来、将来というか次年度になりますけれども、これからになりますけれども、きちっと本件については、指定管理については、債務負担行為という指定をしていただいて、それを議場で審議をしていただく、そういう形にすべきだろうと私は思っておりますので、皆様に今後は指定管理の委託料の変更が生じた場合には債務負担行為の変更をもって議会に付議し議論いただくと、こういうことで実行してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

それから、もう1つですが、先ほど小松委員のほうから働き方改革関連法案が変更になっているのにそれに追随しなかったのではないかという御指摘があつて、それは法律違反ではないかというお話がございましたけれども、これは、働き方改革関連法案につきましては、そういうことを図らなければならないということがございまして、民間におきましても、実は18年からすぐ実施をしているということではなくて、例えば中小企業、大企業においては2000、記憶だと2020年から、あるいは全てではないと思いますが、中小企業においては2021年の4月から導入を図っているということを認識しております。大槌町につきましても、そういうことを踏まえて21年からということにさせていただいております。ただ、それは法律的に問題があるかどうかは私の知見ではちょっとこの場では申し上げることはできませんが、図らなければならないということでございましたので、まず役場としては21年からということで今回の指定管理者については22年という、段階を踏まえて実施していくということにしたものでございますので、そのところは御了解を願いたいと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 何回もといつて、何回も許されるわけでもないのに、私ももうこれで最後にしますけれども、議論はやっぱりするべきなんです。その10%も、それを目指すとか指針だとかという話じゃないですか。契約は3年なんです。だから何で今なのかということも大事なんです。来年でいいじゃないですか。いろいろな不具合を調整して、こういう方向性で決めたので、こういうふうに変更していくということを丁寧に説明して、来年度が3年で満期になるわけだから、何でこれを年度、年度でやっていくから今回の上り幅のところ、あらと、こういうふうになるわけなんです。私はそれが丁寧な説明だし、在り方の本論だと思う。国の法律が変わったから地方行政が全部それに従っていったら、もう追いつかないですよ、地方交付税が上がればいいけれども、そうではないわけですよ。民間さんも何年遅れ、何年遅れで法律を追いかけるわけです。だから何で今ここでそこだけが今すぐなのかというのが非常に疑問。

あと、先ほど小松委員のほうもいいましたけれども、やっぱり一極集中だとかいうふうになるんです。町内の中には決して利益がいっぱいでない第3セクターもあるじゃないですか。いろいろな、今の財政課長の内訳を聞くと、これが全部そこでいいのかと。こっちでもよかった委託もあるんじゃないかとか。予算審議ですから可決になって本当に委託事業を探したときに、管理費で10%が入るんだったらこっちの別な会社にもこれ

頑張ってもらえば、こっちも少しは潤うんじゃないかとか、何でそういう視点を持たないの、役場が。そこに預ければ簡単なのか、やってくれるからなのか、信頼関係があるのか、それはそれでいいです。でも、新規事業だとかいろいろな補助事業、メニューがあったときに、やっぱり公務たるもの、行政というのはつぶさに町内を見て、やはりここも頑張らせねばならないと、単一の事業だけやっていて、これは上がらない、いろいろなものを多角的に分析して委託先を決めていく方向性というのは大事です。だから税金がきちっと町なかで回るようにした仕組みをしてほしい、そういうふうに思います。いろいろ過激な発言とかあるありましたけれども、私は、いずれ根本は3年間で更新するわけだから、そのときにきちっと整理をしてやるのが本来だと。（「いや、要望だからいいんだ」の声あり）

○委員長（佐々木慶一君） 答弁なければ金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） 先ほどから副町長さんから担当のほうから説明があった、けれども、議員とすれば理解しているのがほとんどないんじゃないかと思えます。それは、先ほど菊池委員が言ったように、指定管理者制度つくって導入したときから始まっているんですよ。何のためにやるかといえばコスト削減です。私はこの役所に来て役所というのがコスト削減というのは何十年遅れていると今まで言ってきた。本当に遅れている。我々が勤めていた会社というのはそんな問題でなかったですよ。すごく遅れていると思います。わざわざ講師を呼んで何やっているのかなと思えば、その後裏紙、コンピューターの紙使って何言ってるんだべと、そういう思いした。その辺からもう役所の人たちのコストに対しての取組というのは生ぬるい。そして、やはりこの理念というのが大事で、やっぱりコストを下げるために導入した管理者で、指定管理者であるならば、例えば、ここ直営の令和元年度から去年までの間さほど人件費は上がっていないんだと思うけれども、この金額を見れば。だけでもそれだけじゃない。管理費の問題もある。私はこれどうすべきかなと。みんなでこれを、みんなで否決するというわけにもいかないべか。この予算書があるから、この問題だけじゃないからね。だから、そういうことはできないんだけれども、最低修正動議しかないか、いろいろ考えましたよ。恐らくここにいる人たちはそう考えているんですよ。だから、その割には、ただこうだからこのように金が、こういうふうに使ってこうなっていると言われたものの、やっぱりそこは納得しないんですよ。先ほど言った、言っているとおり、やっぱりこれはもう少しみんなに話をして、常任委員会に出して、こういうふうになったんだというのを説明するべき、

それも確かにそうだと。だけれども、役所とすればそこまでしなくてもいいという考えで出したと思うけれども、やっぱり何を考えたかという、夕べ考えてみたら、前の、昔、昔というかあれだけれども、十七、八年前の議会からみれば、みんな手を挙げて意見述べます。その前の議会ではそんな手を挙げてこんなに歳入からもめることもなかったし、歳出がバンバン、バンバン進んでいったもんだ。だけれども、今の議員は違います。やっぱり自分の主張というのは唱えますから。私やっぱり菊池議員が言ったとおりでと思いますよ。やっぱり理念というのはあるんですよ。やっぱりその辺は考えて、どうしてもこのまま押し通すのか何か分からないけれども、やはり町民が見ていてもそう思うと思いますよ。昨日の答弁じゃないけれども、今度は役所の仕事も入ってくるからどうでこうだと、何っているのかなと。役所の仕事が難しいから今度は手間上げるような話、早く言えばそんな話だ。あんな答弁したら町民侮辱してっぺ、それなら。侮辱してっぺ、それならじゃなくて、侮辱しているのと同じですよ。昨日言ったように、みんな今大変なときで暮らしているんです。ならば役所関係のそんな仕事に入ればいいのかと思うかも知れない。昨日も私が言った、わざわざ何さこっち帰ってくるんだと言え、役所しかないから役所に入りたいと、そういう思いでみんな来たいと、けれども入るところがない。そういう感じですよ。みんな、昨日の。極端な話ですけども、1時間10円、20円の手間が上がる世界ですよ。ここの役所にいる人間たちが優秀で、そういう任期付き職員にも優秀で給料を上げていくっていったらおかしい話ですよ。何のためにコスト削減で指定管理者やったか意味がなくなるんだよ。やっぱり最低限度、今芳賀委員が言ったように、やっぱり3年間は3年間でじっと辛抱してもらわなければならないと思う。それでできないわけじゃないんだもの。そうして、さらにその3年目になったとき、新しく皆さんにこういうわけでこのくらいになりますよというので説明すれば、私はいいと思うんです。何もその都度、その都度の年度末、その都度、その都度考えて、やっぱりこれはこうだこうだと、そんなこと考えていたらコスト削減にならないんですよ。庁舎内もコスト削減しなければならぬけれども、そのためにああいう建物を指定管理者制度にしたんだもの。そこをもう少し、また原点に戻って考え直したほうがいいと思いますよ。これはこのまま、はいそうですかと、このままこの案を通すわけにいかないで、いけないと思いますよ。もう少し町民の側に立って、テレビ見ている人たちからもすごく反響があった。みんな気にしているんですよ。今のこの財政で、人口が今1万1,000人そこいら、これ、どんどん、どんどん下がっていきますよ。この調子で任期

付き職員並の給料ですと、仕事どんどん出してやったらどうなるんですか。何十億円、たった50億円から四十何億円の、どんどん、どんどん下がっていくと思うけれども、大変な話になりますよ。コスト削減とか、そこから始まると思いますよ。私とすれば、はっきり言えば、役所の人たちがせめて10%下げてもらいたい、それでどのくらいの年間金が浮くかというのを考えてもらいたい。そこまで考えているんだけれども、やっぱりそれは無理としても、いずれにしても3年間なら3年間は動かすべき賃金体系だとは思いません。管理者、管理費であろうと何であろうと。やっぱり契約は契約で、その都度、その都度というのは別な方法を考えてやるべきだと思いますよ。例えば役所の人間が行ってというか、手伝い、これだけは手伝ってやるからとか、そうでなく、それをその都度にかけて替えて賃金体系とかこれ変えていたら大変な話ですよ。何しゃべってもとにかくコストを下げるということを考えてやったんだから、それなりに対応してくださいよ。今のままで納得できませんよ。

○委員長（佐々木慶一君） 当局答弁あれば。協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 2点についてお答えします。

3年間についてということと、あと、指定管理そのものについてということです。

確かに3年間、これが基本協定に基づきまして、2、3、4ということで協定期間を3年間ということで定めてございます。その基本協定の中で、年度ごとに双方の協議により管理形態、あるいはそういったものに対しては年度ごとに協定を締結し、その上で委託料、委託料じゃない指定管理料を定めて運営するという運用を図っておりましたので……（「それはあなた方の勝手に、オラたちに説明あったか。やっていない」「それは今私が言いました。それはいいんですよ、それは。だけれどもそういう（聴取不能）」「私たちはそういうのがあってこの管理費についてはこれでやってもらわなきゃない。そこで断ればいいだけの話だと思います。それをはい、はいってのむからこういう予算書が出てくるんです」の声あり）

○委員長（佐々木慶一君） 続けてください。委員の皆様をお願いします。質問、意見のポイントは大体出尽くしたと思いますので、今後は……（「まだまだ」の声あり）ポイントは出尽くしてきたと思いますので、これからの質疑もポイントを絞って簡潔にお願いいたします。阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） まず、指定管理者に指定ということなんですけれども、私従業員とかないので、この会計年度職員とする、そういうふうな形で委託料を上げる、なぜ上

がったかという質問に対してそういう答弁だと理解しました。ですが、その指定を受けた管理団体は、その従業員の給料を、この町役場のような会計年度職員のような金額を払うというわけではないでしょうね。で、この会計年度職員のような給料を払うというのは直営のことであって、委託する先の従業員まではそういう金額が行っているかどうか管理できないですよ。結局事業全体を高く見積もって高くお金をやるということですよ。そういうことですよ。俺ちょっとその辺、何か高くなったことの説明がよく分からないんです。

○委員長（佐々木慶一君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） あの、ちょっと整理してお答えになるかどうか。（「委員長、委員長、これは特別職の質問であるの、これは担当課の質問であって、特別職が何度何回も何回もその場で立つんですか。その担当ですか、特別職は。納得いかないぞ」の声あり）担当課のミッションではございますが、その職責の責任者でもありますし、おしゃっちの当初の事業計画を担当したものでございますから、私の意見としてお聞きいただきたいと思います。よろしくお願いします。

先ほどのコスト削減、金崎委員からのお話もありましたけれども、コスト削減をしていくというのは大事な観点であって御指摘のとおりだというふうに思っております。おしゃっちをつくる側においても、そういう観点で当時は、数字は定かではありませんが、菊池委員からありましたとおり、300万円から、パーセンテージすると20%ぐらいだと思いますが、コスト削減をするということを前提に、要するに直営をやった金額よりも削減をしていくという観点で積算をいたしました。それでお受けいただいたものでございます。ですから、そこはきちっと削減ができていたものだと思います。ただし、指定管理者というのは決してコスト削減だけをしてやっていくものでもありません。これ、指定管理というのは一般の委託と違って、自らが自分の事業を経営していく、運営していく上でそれなりの利益を出しながら町の活性化を図っていくということが効率的な団体であるというものに考えられたものでありまして、もちろんコスト削減がございませけれども、頑張り度合いもきちっと見ていかなければならないという部分がございます。その中で、昨日もお話ししましたとおり、例えば、今の団体が様々なイベントをしたいということがありまして、それは企業努力の範囲内でやってくださいということで、そのイベントをする、例えば500万円、600万円のお金を私どもが出すということは一切していません。委託であれば、その事業をするために600万円でやってくださいという

ことは言いますけれども、指定管理の場合はそういうことはございませんので、それは条項から外しておりますということを、まず御理解いただきたいというふうに思います。

それから、大変長くなって申し訳ございませんが、阿部委員のほうからありました、要するに人件費、例えば500万円なら500万円をという中でどういうふうに使われるんだという話であります、これは、事業者との話し合いもございませぬけれども、当初私がやった場合には、直営の稼働を積み上げて、これぐらいの人数で回せる、これぐらいの維持管理費であると1年間全部見たわけですね。それで積算をしております。この積算の額を、いわゆる提示といいますか、応募していただいて、公募していただいて、それでやれるかどうかを審査して、やれるということをお願いしたものでありますので、例えば、ここで当初は3,250万円を積算いたしましたけれども、3,250万円の人件費から維持管理から全てを賄うことができるということでもありますから、この3,250万円の中で人件費を回していただければよろしいので、私がやっている場合には、あの当時は6人から7人ぐらいを、臨時工が5人ぐらい、プロパーが3人ぐらいいたかな、2人かな、7人ぐらいで回したんですよ。ところがこれをおらがさんをお願いした場合には、それは7人を例えば5人で回せるというならば頑張って5人で回すことも可能ですが、試算は、私たちがあれを回す人数として必要なのは、私が実際にやってみてこれが必要だなというところで積み上げてありますので、あとはおらがさんの企業努力というようなことになるというのがこの指定管理者の積算のやり方でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（佐々木慶一君） 東梅康悦委員。

○9番（東梅康悦君） 同僚議員が様々なことをおっしゃっていますが、確認の意味で聞かせてください。

指定管理の議案が出てくるとき、その委託、提案の事業者さんの紹介がありますよね、組織、例えばいつそれを設立したとか、代表者の方々が誰とか、あるいはこのような仕事をしていますという、まず組織の分かりやすい記述があります。そして、また指定管理の内容、これを頼む、あれを頼むという感じで、役場がその業者さんに頼むのも簡潔に、これとこれとこれ、と書かれていますよね。ですよね。問題は、今冒頭で財政課長が、今回1億8,000万円ぐらいのお金は6つの事業が積み重なったという説明がありました。ありましたよね。その中で1つの業者にこのぐらいのお金という話もありましたが、私が確認したいのは、当初議会に提案したときの、この業者にはこれとこれとこれを頼みますという案件に、この冒頭説明された6つの案件がスパッと当てはまるのかど

うかというところだと思っんです。それが若干でもちょっと無理やり入れたんじゃないかというような案件があるとしたなら、これはまた別な話になってくると思っんです。その部分を確認させてください。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

今回の予算でも地域おこし協力隊であったりだとか、それから移住・定住推進事務局の経費であったりだとか、そちらの経費が1億8,000万円のうち多額を占めてございます。今回の事業でございますけれども、私どもの担当分野でスポットと当てはまるのかということでございますが、もちろんPR事業、おしゃっちの頃からしてございました。そういった観点から含めまして、移住・定住の推進事務局を庁内の中で検討したときに、一番適合する団体かなとは思ってはございますが、先ほどほかの委員の方からも御質問があったとおり、実は、地域おこし協力隊の事務局がここだけでやっているわけじゃなくともう1人だけは、ちょっと業務の性質上別な方にも、別な団体にも事務局をやらせてございます。そのように、庁内の中では、もし事務局ができるとか、柔軟性があるだとかという部分があれば、今後においてももちろん町内の他の団体も含めて検討はもちろんしてまいります。ですが、今立ち上がったばかりですし、今は各事業所、事業所にまずは地域おこし協力隊の方々がなじんでもらって、そして業務をまずは、何と言うんですか、一番に盛り上げていただくことを優先するために事務局を今集中させてはおりますが、もちろんこれにつきましても随時見直しを図るように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐々木慶一君） 委員の皆様にお諮りします。本日の委員会、開始から1時間経過しました。ここで10分間の休憩を挟みたいと思っますがよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（佐々木慶一君） 11時15分まで休憩します。

休 憩 午前11時04分

○

再 開 午前11時15分

○委員長（佐々木慶一君） 再開します。

東梅康悦委員。

○9番（東梅康悦君） 産業振興課長が、地方創生ということで様々な事業を展開されて

います。これは、本当に私もやらなければいけないと思っていますし、本当に全てが必要な事業であります。さっきの話になりますが、指定管理時に、この指定管理者さんには、こういうものを頼みますというところから、例えば、ずれるのであればその前に何も悪いことをしようとしているわけじゃないんですから、ちゃんとした説明、この間も言いましたが、工事案件なんか、5,000万円は議決案件、ただ、幾ら変更があつて、金額が何十円、何百円でも変わったら、これは再度議会に提案しますよね。そういうような考え方を、この指定管理者制度というのは、まだ日が浅くて本当になかなか運用するほうも難しいと思うんですが、その部分をぜひやっていただきたい。恐らく、これからも指定管理者さんにもものをお願いするとき、当初提案時にした、これとこれを頼むというものから、もしかしたら外れるものも頼むこともあるかもしれない。そういう場合は、やはり再度見直し、再度こうなりますということで町民にも、議会にも協議をやっていけばいいのかなというところで私はもう質問を終わります。私は。

○委員長（佐々木慶一君） 阿部三平委員。

○6番（阿部三平君） それぞれの考え方があつてしかるべきなことは分かりました。明確に、これにこういうメリットがあつて現在に至るとか、やってみたらこういうデメリットがあつたというのをお聞かせください。

○委員長（佐々木慶一君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） メリット、デメリットということでございますけれども、先ほど来お話があつたとおり、コスト面であるとか、あとは指定管理者、いわゆる民間の活力ならでは施設の管理運営というところでは、まさに適切な管理運営がここ数年図られているということでは、それが大きなメリットだというふうに考えてございます。さしたるデメリットというところでは、今のところは特になく、随時、こちらのほうでもいろいろ関わって施設の点検とか管理運営とかというところでも協議しながら進めているというところでございます。

○委員長（佐々木慶一君） 阿部三平委員。

○6番（阿部三平君） 明確に数字で出てくるのは、この予算だと思います。それから、業務的なものについては、直営でやっている、あるいは指定管理でやっている、直でやっているときより指定管理になったらこことここがプラスになりましたよという、何かございませんか。

○委員長（佐々木慶一君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長(郷古 潔君) 直営でやっていた頃、基本的に貸館業務であるとか、そういった施設を利用した事業とかとなるのですが、指定管理になってから、新たな事業ということではおしゃマルですね、おしゃっちでのマルシェ、市場を立てたりとか、あと独自のカルチャー教室であるとか、あともものづくり教室、指定管理者のほうでの創意工夫、あるいはそういったつながりを持って講師を招いたりということで、町民の皆さんに、そういった交流の機会なり講習の機会なりということを提供させていただいているという状況でございます。

○委員長(佐々木慶一君) 阿部三平委員。

○6番(阿部三平君) それから、この12条を見ますと、施設の管理とか設備についてはその都度ということなので、何億円か明確な数字分かりませんが、まだ建物的に新しいんで維持と建物に10%までの維持管理費がかかるとは個人的には思っていないが、その辺は、やっぱり10%という数字を持ってこないといけない面があるわけですか。消防、あそこにある設備とすれば電気設備、あるいはボイラーのようなもの、あるいは消防設備が主な設備だと思います。あとは外観、屋根、構造材というようなことになるんだと思いますが、その辺は明確に10%を持ってこないといけないという根拠は何でしょうか。

○委員長(佐々木慶一君) 企画財政課長。

○企画財政課長(太田和浩君) 一般管理費についてお答えいたします。

一般管理費については、事業を行うための必要経費ということで、計算書の委託事務マニュアルにおいては10%、もしくはいろいろな難しい要因等がある場合は協議の上決定するとしております。その中で、この一般管理費については、経費を特定できないようなものを、まずこの10%の中で見込むという考えでありまして、あとはこの10%についてはその計算書の、マニュアルからの準用ということで、今回そういう試算をしております。

○委員長(佐々木慶一君) 小松委員。

○14番(小松則明君) まず、皆さんいろいろ出ていますけれども、課長、地域づくり推進課長の答弁いろいろ聞いたけれども、委託料については、毎年見直すことになっているので毎年委託料が変更になることはおかしいことではないと答弁されましたね。私たちがいただきましたこの最初の資料請求の大槌文化交流センター管理に関する基本協定書、正規なものですよね、それと甲と乙、上閉伊郡大槌町末広町9番29号、あとは分かると思いますので言いませんけれども、その事務所にやっております。ところが、こ

の協定書を見る限りにおいて、そのような文言、言うなれば書いている部分が一つもないんです。その後からいろいろなを見たら、こういう令和2年度における大槌町文化交流センター管理に関する年度協定書、こういうものが出てきました。だから、これは裏でしょう。私たちの説明がない、それをもって、課長、あなたは言っているけれども、そこから食い違いが始まっている。これは私たちに幽霊であって私たちは認めているもんじゃねえよ。ない。認めているものではありません。さっき特別管理職の、特別管理職の副町長が、今後議会においてということと言いました。その都度ちゃんとやりますと。ここまで全部出てくるんだよということです。ただ、私たちはここで言っているけれども、そこで仕事をしている従業員の給料を下げろと言っているわけじゃないんです。その団体がいろいろなものやって、給料はその従業員の暮らしを守るわけですよ。その給料を下げろと言っているわけじゃないことははっきりと言っておきます。暮らしを下げろと言って、いうなればその人たちも血税を払っているんですから、それに対して私たちが言ったらとんでもない話ですよ。そういうことじゃないということは、恐らくこの画面は見ていますからね。あそこの職員たちは見ています。そのことは言うておきます。じゃあ、その中身についての話なんです。それで管理費が幾らとかいろいろなものを集めたところの収益の、そのお金については私たちが入れないですよ。それをやるとなれば、それこそ議員の天下の宝刀100条になるんです。それ以外、ただしそれで失敗すれば私たちも首なんか飛びますよ。罰則者も出ますからね。そこまでは私たちもやりたくないし、メディアの、それこそいいネタになってしまう。そういうことはしたくないということで、この幽霊みたいな、この紙について答弁があったら、課長、お願いします。

○委員長（佐々木慶一君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 年度協定についての根拠と申しますか、そういうお問い合わせだと思いますけれども、まず、基本協定書、こちらのほうに、第7条という条項で、年度ごとにあらかじめ事業計画を作成し、ここに提出するものとするということと併せて、最終項、この事項について、またその協議定めのない事項については甲と乙が協議して定めるものとする、この条項を準用いたしまして、令和2年度、そして3年度においては、この基本協定書に基づき、この年度協定書を締結するという冒頭の走り書きを基に年度協定を締結しているということでございます。

○委員長（佐々木慶一君） そのほか、小松委員。

○14番（小松則明君） 7条に対して協定にそのぐらい長い文章はないでしょう。7条は、乙は年度ごとにあらかじめの事業計画を策定し、甲に提出するものとする、これだけです。いろいろなのを付け加えないでくださいよ。これ条文ですから。そのほかにいろいろなものを見ても当てはまるものはないんです。この次のものに対する、その他後日協定するものに対しての、後日協定するものに対しての決議の管理に関する年度協定書というものに対しての一言一句これには載っていない。ないということは、これはないんだ。それで、いいですか、乙、第8条、乙は各四半期終了の翌月10日まで月ごとに利用人数及び利用料金収入額の状況について甲に報告する。言うなれば、請け負ったものが甲、役所に対してその報告書、今月は何をやりました、このぐらいかかりました、この金額ですというものを上げているはずですが、これは資料請求できるんですか。お聞きします。課長。ほら、課長。委員長。

○委員長（佐々木慶一君） しばらくお待ちください。

○14番（小松則明君） 暫時休憩しても、書き物出せと言えば書くぞ。（「暫時休憩」「委員長、暫時休憩」の声あり）

○委員長（佐々木慶一君） 当局、時間かかりますか。分かりました。暫時休憩します。

休 憩 午前11時29分

○

再 開 午前11時34分

○委員長（佐々木慶一君） 再開します。

総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 小松委員のただいまの質問の、基本協定書にあります第8条の定期報告に係る資料請求の件でございますけれども、委員会での審議に必要な資料という、資料の請求ということですので、資料のほうの提出はさせていただきます。

○委員長（佐々木慶一君） 資料は至急請求するということによろしいですか。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時35分

○

再 開 午前11時50分

○14番（小松則明君） 私は、第、先ほど大槌町文化交流センター管理に関する基本協定書の第7条を引用して言いました。ところが、担当課の課長は、第25条、この協定に定

める事項について疑義が生じたとき、または協定に定めない事項での必要があるときには、甲、乙と協議をして定めるものとする。その中身について私はいろいろ相談したところ、副議長のほうから、副委員長じゃないや……。

○委員長（佐々木慶一君） 小松委員、すみません、まだ再開していませんので、今の内容であれば再開後の質問がよろしいかと思しますので、一旦再開に移ります。少々お待ちください。

再開します。小松委員。

○14番（小松則明君） 私、先ほど大槌町文化交流センター管理に関する基本協定書の第7条についての意見を申し上げました。7条、乙は年度ごとにあらかじめ事業計画を作成し甲に提出するものとする、というもので、お金に関するものは一切ここに書かれていないと、以降書かれていないということの中で、協働地域づくり推進課長が25条、この協定に定める事項について疑義が生じたときや、またはその協定に定めない事項で必要があるときはということで、甲と乙が協議を定めるということが書いてあることを流用しておりますが、このことについての補充の答弁というか、これは違うんだよということについて同僚議員からの補助をお願いしたいと思っております。

○委員長（佐々木慶一君） 暫時休憩します。

休 憩 午前11時51分

○

再 開 午前11時52分

○委員長（佐々木慶一君） 再開します。

13時10分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時53分

○

再 開 午後 1時10分

○委員長（佐々木慶一君） 再開いたします。

引き続き予算審議を行います。芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 資料準備していただきましてありがとうございました。

先ほど小松委員のほうから基本協定書の第7条に事業計画書があつて、第8条の定期報告について資料を求めました。ありがとうございました。先ほどの協働の課長の答弁の中に、年度協定書については、25条のこの協定に定める事項以外に疑義が生じたとき、

またはこの協定の定めのない事項で必要があるときは、甲と乙が協議して定める、準用しているという答弁がありました。それは分かります。中身は。それを準用しているということは分かります。しかしながら、通常疑義等の解決、この第25条にうたわれている条文というのは、当初想定をしていないものが、不測の事態が生じたときの解決策のためにいろいろなものに全てこういうものがあるんです。我々が言っているのは、年度で委託料等を変更したり何なりと、非常に大事なことを言うのであれば、基本合意の中の事業計画書とか事業報告書のところの欄、2項だとかに、委託料については年度契約書、年度協定書か、で定めるという一文がなければ、幾らでも金額が変えられるということです。先ほど来副町長のほうからは、債務負担行為を設定して、金額を変更したときにはちゃんと議会に承認を得なければならない事務手続をすることによって、金額も透明化になる。そうやって議会の疑問に対して当局がやり取りした中でいい案ができれば一番いいわけです。我々は責める一方だけではないわけです。ただ、議員も疑問に感じているし、当局にも不備があったとしたならば、やはりそういうものを是正しながら改善して、前に向いて町民の健康と福祉と、いろいろなことの向上に努めていかなければならないと思いますが、今のこの25条の運用の仕方について、私はいささか無理があるし、違反はしていないとしても何か無理があるような気がしますでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 実際、その7条と25条ということで説明はさせていただいた上で年度協定ということの御理解をいただけてきましたけれども、実際、確かに、委員おっしゃるとおり一般的な基本協定の中では、あるいはこういった契約の中では、おっしゃるとおりその年度協定の定義というのはございまして、それに基づいて各年度間の指定管理料なりというのが落とし込まれるというのが一般的でございまして、次年度に向けてこの辺の条項の盛り込みというのをきちっとした上で対応させていただきたいというふうに考えてございます。なお、今回の年度協定につきましては、先ほど説明させていただいた内容とともに年度協定と併せて協議予定ということで、年間、この3年間運用していくということで一つのセットとして捉えていて、その運用で今回3年間見直ししながらお出ししましたその実施状況とかを鑑みながら、次年度に向けた年度協定締結、中身の協議ということを踏まえて表してきたということでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（佐々木慶一君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） いずれ、今のように、やっぱり不備なところはきちっと認めると。

それを、やはり説明をすると、大事なものは数字ですよ。我々事業計画書で抽象的な文を書かれても、それは解釈によって違うので、うそをつかないのは数字なんです。やはりそれをみんな気にしているからこの予算審議をしているわけなので。そのように捉えて今後進めていただきたいと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 本当にいろいろな意見出してもらいましたし、同僚議員には私の不備について、不備というか後押しをしてもらったこと、また、それについての内容も当局からの話を聞きました。そこのところで、大槌町震災プラットフォーム委託料、移住・定住促進事業委託料、空き地・空き家利活用検討業務委託料、その他もろもろ、1つの事務所でやっております。まずその事務所はどこにありますか。お願いします。

○委員長（佐々木慶一君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 私のほうで担当してございますプラットフォームの分についてお答えします。そちらは、事務所は、何と言いますか、昨日ちょっとお話ししたとおり、プラットフォームに係る人員、地域おこし協力隊の方1人です。ですので、特に事務所というのはないのですが、おしゃっちのフリースペースの中で作業されていたりとか、というふうな形で対応しています。ちょっとそのほかの部分については、私のほうからはお答えできません。すみません。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 移住・定住推進事務局の事務所でございますけれども、すみません、今ちょっと詳しい住所はちょっと上町何番というのはちょっと言えないんですが、実はひびき鮮魚店の向かいのところに物件がございまして、そちらの1階をお借りして、そちらを事務所にしてございます。

○委員長（佐々木慶一君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 管理業務委託というものに対して、その受けているところがさっき言われている業者が、じゃあそこも借りているということかな。そうすれば、その委託業務の、委託業務の業者の人数、言うならば人員ですよ。おしゃっちさんに5人おいていっております。じゃあこっちには何人います。いろいろな業務が重なっています。担当業務を一緒にするというだけでなく、各経費が出ていますねと。混同することじゃ

ないですよ。混同するならば経費率って下がるんですよ。仕事と仕事重なった場合には、地域整備課長、仕事と仕事近くだの、仕事と仕事重なった場合、比率って下がりますよね。そういう場合を加味してやった場合には、だから私、松の下の災害公営住宅、そこの前に事務所あるんですってね。おらがさんの事務所あります。私は毎日あそこを通ります。そして、私の事務所もあその前にあります。あその朝ま体操している方々、あその前で体操しているんです。ほとんどいません。前にある軽には子供の何だかおもちゃとかそんなのが積んでありましたけれども。一体どこでどういう会議をしているのか。確かにいろいろな部分のこのやつを見れば、交流センターの中にもいろいろな借りている部分とかそういうものもあるんですよ。だけれども、再度言いますけれども、1人の人間が何箇所の部分の経費を受けて、1人の人間ができるわけじゃないんです。その担当の人は必ずいるはずですよ。それはいるのかいないのかとなるんですよ。これもっと深く掘りますか。掘っていったほうがいいですか。これね、実際の話になれば、おしゃっちの人数って5人ですよ。5人でやっている方々のほかに、ほかの担当の方いませんか。私、結構前からちょこちょこばか話して、ばかじゃない、いろいろな面で行っているんですよ。そして人を見ているんです。この人は何担当、何担当と。代表もあそこにいますよね。代表はあそこに本当はいないはずなんですよ。おかしいですよ。仕事があるでしょう。いろいろな部分のやつを今まで受けてきている部分の仕事がある、あそこにいることじゃない、もっと自分の経費を削減して、仕事をしている人たちのために給料を高くしてあげなさいよと。それは企業努力ですから。役場であげるものじゃないですから。企業は従業員の生活のためにアップする、アップしない、どうしても苦しい場合は助けてくれって助け舟を出したら考えることもあるけれども、従業員の給料を本当に助けてあげなければならないと。だから私たちは、さっき言ったとおり、職員の、委託業務の職員の給料を下げろ、下げろと言っているわけじゃないんだよと。そのための経費があるんだ、使い道によっては自由にできるのが委託業者でしょう。その部分で私たちはこういう口論になっていますけれども、口論じゃない、討論になっていますけれども、委員長、まずいろいろ言いましたけれども、私たちは予算委員会というものを通して当局と討論を深め、より、よりよい方向づけというものを見出したいと思っておりますが、今まで私も口調が強い部分もありました。委員長には御迷惑をおかけしたことを平に謝りますし、当局の方々にも普段から声がでかい、もう感情的になるというのは私のあれですけれども、長くなりました。本当にまずその部分

で当局からの対応とか、このようにとか、いろいろな部分の話はないでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 総括してコメントあれば。町長。

○町長（平野公三君） 今回の指定管理に係る様々な見直しについて、議会に対してしっかりと説明をしていくという姿勢が足りなかったんだと思います。特に、指定管理というのは3年間、新たに指定管理になるところは3年間という、そして更新は5年という間ありますけれども、大きくやはり当初の予算額を上回るような状況にあった場合は、今回の場合は方針を、見直しを変えるということがありましたけれども、全体的なことをしっかりと議会に説明をしなきゃならなかったと。その配慮が足りなかったと思っています。ほかの議会、一般会計ほか様々にありながらも、やはりこういうところで私たちの説明がしっかりなっていなかった、状態じゃなかったなということにつきましては反省をしなきゃなりませんし、やはり議会軽視だと思われることのないように、これからも、これだけではなくて様々な形で、やはり議会に説明をしながら御理解いただく、または御指摘いただいて円滑な行政運営に図ってまいりたいと思いますので、これ、引き続きながら様々な指定管理に関わることがこれからもひとつありますので、その中で議論を深めていただきながらその方向性をしっかりと私のほうで考えていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

予算書62ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費。進行します。

次ページ全部。菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 負担金補助及び交付金のところで伺いたいと思います。

結婚新生活支援事業補助金のところで伺います。

この結婚新生活支援事業は、町が実施する結婚新生活支援に対し、国が支援額の補助の、支援額の2分の1を補助する制度であります。3年度が540万円、4年度が300万円を計上しているんですけども、補助額が夫婦ともに39歳以下であれば上限30万円、29歳以下であれば上限60万円であります。

そこで2点伺いますが、本年度これまでの申請件数と、それからまた予算額が減額になった理由というのを御提示願いたい。

○委員長（佐々木慶一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

委員の説明ありますとおり、結婚に伴います新生活に係る経済的な負担を軽減することと、併せて少子化対策に資するというのを目的としました制度でございます。昨年度におきましては、申請件数はゼロ件でございました。令和3年度、今年度であります。今年度の実績は、途中でありますが、見込みとしては3件申込みがあるということで、来年度につきましては、それよりも少し申請が増えるだろうという見立ての中で起こしているところでありますが、やはり申請の件数がまだちょっと少なかったというところもございますので、昨年度は540万円の予算でありましたが一旦下げた形での計上としております。今後増えるようであれば補正等での対応で増やしていきたいとこのように考えております。

○委員長（佐々木慶一君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。この補助を受ける条件の1つとして、世帯所得の合計が400万円未満というのがあるんですけども、これは、国会でも議論されるぐらい、ある意味問題視されている部分でもあるんですね、この400万円というラインが。それで、やはり夫婦合算の世帯所得の基準では、支給対象が狭まる可能性があるというふうなことでございます。ただ、国の制度の見直しをここで議論してもしようがないので、ここは町の単独事業として新婚世帯の生活補助を考えるのも1つだと思っております。国の補助と町単費のダブルスタンダードで新婚世帯に補助すべきというふうに思いますが、この辺についていかがお考えですか。

○委員長（佐々木慶一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

令和3年度の本事業におきましては、やはり令和2年度のゼロ、申請件数が少なかった背景の中で、恐らく担当サイドのほうでの見解としては、世帯所得の基準が低かったと、要は、給料が低いところじゃないともらえないというところが逆に厳しかったというところがあるのではないかということで、令和2年度での世帯所得が320万円以下のものから、実は令和3年度は400万円未満ということで、逆に幅を広く対象の範囲を広げたような形であります。それに加えまして、町民課のほうと連携しまして、婚姻届けがあった際には福祉のほうの窓口につないでいただくと。漏れがないような形での制度の御紹介をさせていただいているところであります。今、委員のもう一つの意見であります、さらに町単独で、そこからさらにというところになりますと、この世帯所得400万円、これを収入に換算しますと540万円になります。夫婦合算で。そこを超える人たちの部分を

どう酌んでいくかというところは、ちょっと今後も住宅事情もあろうかと思えますし、2人での新しい生活を営む上で新たに必要な支援策が、ちょっと声があるようであった際にはさらなる支援策を打つような形で検討していきたいとこのように思っております。

○委員長（佐々木慶一君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） ありがとうございます。町としても子供を産み、育てられる環境づくりをというふうに声高らかに目標を掲げているのであれば、やはり微力ながらもそういったその部分をお手伝いするのが、また行政のお仕事というふうに思っております。結果的にそれが、先ほど課長おっしゃってありました少子化対策であったり、子供の人口の増加、またまちづくりにつながると思えば、全く問題ない、私は、補助事業、一律といいますか、分け隔てなく補助するのは一番最善ではないかと思うんですが、この辺について御意見あれば。

○委員長（佐々木慶一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 答えいたします。

やはり、少子化対策、あとは、子供子育てに関する施策というのは大槌町においては力を入れているところであります。おっしゃるとおりであります。今回のこの結婚に係る新しい生活を営むに当たっての引っ越し、あるいは新しく生活を営む上で必要とされる家財道具等の購入に対する支援というのが今回の支援策の1つであります。このほかにも結婚後のサポート、人生の伴侶を求めると、求めると言えば変ですけども、婚活に伴いますiーサポの会員に対する補助金の制度でありますとか、あとはお子さんをつくる上でのなかなか恵まれない場合に対する不妊治療の助成であるとか、その以降の、これからの2人で歩いていく上での人生でかかる費用の部分は、ある程度町のほうの単独事業として支援をさせていただいているところであります。最終的には保育料の無料化でありますとか、すこやか医療等の助成等も行っているところであるんですが、それ以外の部分で、やはりこういった制度があったらというところの声が、もしあるようでありましたら、それに対応できる形で、先ほども答えさせていただきましたとおり検討していきたいとこのように考えております。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 新婚世帯に対する私どもの支援といたしまして、これは単独でございますけれども、家賃の、アパート入居した際の、新婚世帯がアパートに入居した場合の、こちらは所得制限とかはございません。上限2万円まで、ちょっと

それには家賃の規定がございますので、上限が2万円ということで1年間補助するような施策もございます。それから、直接ではございませんが、やはり出会うような機会を、やはりイベント等を通して男女が出会うというか、知り合うというか、そういった機会も、今後とも議員の皆様、それから町民の皆様をはじめとしたそういったイベントを通して機会を通じて、まずは結婚に至るまでの機会も醸成していきたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

64ページ全部。芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 新しいメニューで、介護人材確保助成金って25万円、金額の多寡は別にして、このような資格取得の事業をやっていただいております。ただし、ちょっと確認なんですけれども、事業所で2年以上就労している場合には、このような資格を取れば県絡みで助成金もあるんですよね。本人負担のないようにということで8万円だか10万円まで出るというのが、受講費用あります。ただし、それには受験費用だとか旅費だとか交通費は含まれていないんですけれども、2年以上、ですから、雇用、採用になって半年ぐらいでこれを受けられた場合が対象になるのか、あと、これ受験費用の一部助成となっていますけれども、大槌に住んで盛岡とか仙台で受けるとき、もちろん交通費もかかるし、宿泊費もかかるわけですよね。受験費用というのはそういうものも、結局受講費用はそっちで見てくれているので、受験費用といったときにそういうものを対象にさせていただけると本人負担が少なくてありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

これまでの間にも、やはり介護に従事される、要は高齢者の方の福祉サービスで必要とされる有資格者の育成、確保等に関しては、様々な意見要望等をいただいているところであります。そういった要望も踏まえた形で、今回介護人材確保育成事業補助金というのをちょっと創設させていただいたところであります。これに関しましては、町内の企業事業に従事されている方対象ということで、いまのところ対象となる資格については、介護職員初任者研修と、あとは介護職員実務者研修と介護福祉士の資格に関する部分ということで、あくまでも資格取得に関するもの全般の中で、上限5万円で補助金を創設させていただいたところであります。ですので、御質問にありましたとおり、受験

費用に限らず、試験会場までに赴く交通費でありますとか宿泊費もこの中に含めてございますので、ぜひ御利用いただければと思いますし、さらにこういったものがあつたらいいんじゃないかというふうな御意見が、もしございましたらば、また御教示いただければ、さらにこの中の充実化に向けて考えてまいります。

○委員長（佐々木慶一君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 丁寧な答弁ありがとうございました。ちなみに、実務者研修の令和4年度の募集というのはもう始まっていて、逆に定員が満員なんです。何でかと言うと、コロナで釜石近郊でこの、受けたくても受け入れるキャパというのがあって、もう人数制限で受けるしかないんです。外部の施設の人を自分の施設のところの会場を使って研修させるわけです。実務者研修というのは、なので、本当に今年欲しければ、令和4年度にこれを欲しければ、他県に行ったりとかと門を広げていかなくちゃならない。ところが、他県だって同じようなことなわけです。実務者研修を受けていないと今後介護福祉士にチャレンジできないという、ステップアップがあるので、だから本人にとっては、このまず1ステップを踏むのが非常に大変でハードルが高いので、そういう事例が出てきたときには相談に行くように、私も窓口になっていますので、働きかけたいと思うので、さっきの答弁で非常に丁寧な補助金であるということは認識しましたので。ただ、そういう現実が今あるということ、幾ら補助しても受け入れ先がもうないという現実もあるということをお理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

65ページ全部。進行します。

66ページ下段まで。進行します。

2項児童福祉費。

67ページ全部。進行します。

68ページ全部。進行します。

69ページ上段まで。進行します。

3項災害救助費。進行します。

4項衛生費。失礼しました。4款衛生費1項保険衛生費。

70ページ全部。進行します。

71ページ全部。東梅康悦委員。

○9番（東梅康悦君） 歳入でもお尋ねしましたが、この通院サポート補助事業補助金265万5,000円の件でお尋ねします。

この件は、昨年の9月議会で補正計上されています。265万5,000円同額が半年分として計上されていたと思います。令和4年度、半年分と12か月分が同じですよ。ということは、まず、まだ年度末で、まだ終わっていませんが、昨年の9月から2月末まで、このサポート事業を使った件数はどの程度あるのか、そうしなければ半年分の予算額と1年分の予算額というところを比べてどうなのかという判断にもなりますので、ぜひ教えていただきたいと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

妊婦通院費サポート事業につきましては、御承知のとおり昨年10月から県立釜石病院のほうの普通分娩が休止になったことを背景に、そういった病院に通う妊婦さんの交通費の助成を行うもの、あとは緊急時においては宿泊費等も含めたものでございます。補正予算9月に計上してございますが、適用は昨年4月1日の遡及適用にさせていただいております。令和2年度の実績においては、失礼しました、令和3年度の、現時点での予定といたしましては、69名の利用になってございます。これらをちょっと最近の出生数の減少等もございまして、令和4年の当初予算の算定につきましては端数を切り捨てまして60人での予算計上ということで要求してございます。このようなことから、金額が変わらないものに関しては、昨年は遡及適用で1年分見込んでおりますので、ほぼ同額での計上という形になってございます。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

72ページ全部。小松委員。

○14番（小松則明君） 72ページ、使用料及び賃借料。火葬場駐車場の敷地借地料、これについては、旧火葬場の脇の駐車料金なのか、新しいところのあの立派な駐車料金なのかという部分に対しての、まずそごどちらかということをお聞きいたします。

○委員長（佐々木慶一君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） お答えします。

前の火葬場のほうの駐車場の土地でございます。

○委員長（佐々木慶一君） 小松委員。

○14番（小松則明君） これの駐車料金、駐車料金に対しては、いつまで今後考えている

のか、ここの部分には解体とかいろいろな部分があると思います。その解体が終わるまでの駐車料が発生するのか、少しの金でも本当に削減できるんだったら削減できればいいと思うんですけども、いつまでのお考えでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） お答えします。

今回この予算に計上させていただいております火葬場の、旧火葬場の解体というものがあります。解体の設計がございまして。その設計の期間にもよりますけれども、速やかにその解体までを行いたいというところがございます。それ以降につきましてはお返しするという方向でおります。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

73ページ全部。進行します。

74ページ下段まで。進行します。

2項清掃費、75ページ全部まで。進行します。

76ページ下段まで。臼澤委員。

○2番（臼澤良一君） すみません、沿岸南部の広域観光組合の負担金のことでお尋ねします。

今年度の予算計上を見ると740万円、もっと増額しておりますが、負担金の内訳、それと負担割合というのはどのようになっているんですか。とりあえずそれをお願いします。

○委員長（佐々木慶一君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） お答えします。

まず、負担金の負担割合ですが、均等割10%、利用割90%という形で拠出をしております。今回の増の要因といたしましては、沿岸南部のほうの委託料です、委託料に係る増でございます。要は、コークスや重油等の燃料の高騰、これを受けての増額となっております。

○委員長（佐々木慶一君） 臼澤委員。

○2番（臼澤良一君） 何でこういう質問をしているかというと、実は、大槌町の1人当たりのごみ処理、要するに、ごみ処理量が、排出量が少なくなればこの大槌の負担金ももっと減るんじゃないかと思って、それで質問をしたわけですけども、ちょっと2018年度のデータで恐縮なんですけど、大槌町は1人当たり1日952グラム出しています。それで、乱暴な計算ですけども、2018年度の大槌町の清掃費が4億4,160万6,000円、これを当

時の人口で割りますと、1人当たり幼児から高齢者まで1人当たり3万7,559円ですか、ごみ処理に支払っている、そういう計算になります。ですから、これもっともごみを減量すれば、この1人当たりのごみ処理費用が削減されるのではないかと思って、それで質問しました。町民課長さん自ら一所懸命ごみ減量化に努めていますけれども、さらなるごみ減量化に努めていただけるよう、ちょっと決意表明をお願いしたいと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） ありがとうございます。まず、お示しいただきましたごみの量、1人当たりの量につきましては、令和2年度では928グラムということで下がっているという話でございます。ごみの処理にはお金はかかります。その分につきましては、今後ともごみの減量化を呼びかけまして、幾らかでも大局のほうに回せるようにという努力はしたいと思っております。しかしながら、リサイクル、この前の一般質問にもございましたが、その分でも、やはりリサイクルでもお金はかかるということではございます。その分につきましても一般財源を使わないよう努力させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

5款労務費。失礼しました。5款労働費1項労働諸費。

次ページ上段まで。進行します。

6款農林水産業費1項農業費。東梅康悦委員。

○9番（東梅康悦君） 78ページもよろしいでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

78ページ全部。

○9番（東梅康悦君） 委託料で、新規市場開拓というところで800万円ほど予算をつけてもらいました。今、例えば、現在の課題だらけもあると思うんですが、担当課のほうでは今現在の課題、問題点をどのように捉えている。例えば、高齢化とかいろいろあると思うんですが、今の課題をどのように捉えていて、なおかつ新規を開拓するんだというところのこの800万円をどのように調査していくのか、ちょっとイメージがわからないので、その部分を少し御説明していただきたいと思っております。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長(岡本克美君) お答えいたします。

今回の新規市場販路開拓支援事業業務委託料800万円でございますけれども、これは、あくまでもマックス額が800万円ということで予算計上してございます。

その内訳でございますけれども、まず1つは、今御質問にあった問題、課題でございますが、やはり何といても高齢化、担い手不足ということが一番だと思います。それからやっぱり、次が、次にあるのが、やはり魅力化の発信であったりだとかブランディングであったりだとか、そういった部分がまだまだどうしても担い手不足の関係で、言い方があれなんですけれども、若い方って結構発信力今あるんですけれども、高齢者になってくるとなかなか、発信力がないというわけじゃないんですが、なかなかそこが難しくなっている。そういった中では、この町でつくっている農産品に関しまして、やはりもっとPRであったり、それからブランディングであったりすることをちょっと始めていきたいということでございます。

それからもう1つ、この業務では、そういった新しい産品を、少しイベント等で首都圏のようなイベント等で少しPRしていきたいというふうに考えてございまして、600万円がブランディングであったりだとか市場販路の開拓、それから200万円が、さっき申しましたイベント等への産品の提供であったりだとかイベント経費ということでございます。

○委員長(佐々木慶一君) 東梅委員。

○9番(東梅康悦君) 分かりました。今年度は、令和3年度は米も安くなりました。国ではあまり米をつくるな、別なものをつくれという政策であります。ですので、4月からの作付も、米の場合かなり減ると思うんですが、いずれにいたしましても、減ったところで何かつくらなければ遊休農地になると。これはもう考えられることでありますので、この新規開拓のこの800万円を有効に使った中で、そういう部分も解消するような施策、そうしなければ、ここの委託料の中には、これ鹿関係がほとんどですよ。鹿関係の対策費が結構あるんで、これがますます必要になってくるような将来になってくると思いますので、その分をしっかりとまず取り組んでいただきたいと思います。何かあるのであれば。

○委員長(佐々木慶一君) 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長(岡本克美君) おっしゃるとおりでございます。それで、確か歳入のときにも少しお答えしたかと思いますが、実はハンターが12名ほど増えてござ

います。これは、確かにジビエ事業をやっていますので、興味を持った若い方々が今ハンターになっているんですけども、結局魅力があるということは、ハンターになりたいということで自ら志望してなっているんですが、農業ももうかる、それから魅力があるという、やっぱり産業に少し押し上げていきたい。それがひいてはやはり農業従事者の増加につながっていくというふうに考えてございますので、まずは地域と話し合いながら、そして若い方々の、やはり魅力ある農業の担い手になれるような事業に推進してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐々木慶一君） 臼澤委員。

○2番（臼澤良一君） 産業振興課長の力強い答弁を聞いて、ちょっと私も質問させてほしいと思ひまして、委託に関係してなんですけど、鹿によって農作物の被害大変だ、何とかしてくれという農家の方々の切実な声を私も受けています。わなを設置したいということですが、わなの免許を取得しなければならないということを知っています。そこで、個人が、自分が所有する土地に、農家の方が個人でわなを設置することは、狩猟許可とかわなの許可が必要なのか、それを確認させていただきたいと思ひます。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） もちろんわなでございまして必要でございまして。ただ、今回、この同じ項目の中に農家ハンター育成業務委託料というのがございまして、こちらは1月でしたかの農協主催のふれあい勉強会ございましたよね、阿部俊作委員が会長で、東梅康悦議員も御参加なつたと思うんですけども、やはり農家の方々も積極的に自分の土地を守る、守るといふか維持するということでは積極的に関わってほしいということで、今回新たに農家ハンターの育成業務委託、ハンターになってくださいということもそうなんですけれども、連携して、ハンターの方々と連携して取り組んでいきましょうという事業も展開してございまして、農業従事者の方にも広く周知しながらこの獣害対策に取り組んでまいりたいというふうに考えてございまして。

○委員長（佐々木慶一君） 臼澤委員。

○2番（臼澤良一君） ありがとうございます。そこで、ちょっとわなの金額、かなり高額だということを知っています。うんと何か個人で購入するには大変な負担になるということなんですけど、先ほど課長のほうからジビエ事業に力を入れている大槌町ですので、ただそのプロジェクト、ジビエのプロジェクトの方々にうちのところが被害が大変だからって駆除を、SOSお願いしたときに、快く対応していただけるものではないでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

快く対応していただけるんでしょうかという御質問に対しては、快く対応させていただきたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐々木慶一君） 澤山委員。

○5番（澤山美恵子君） 同じところで質問します。

わなをかけてというよりも、わなをかけなくても、鳥獣の被害を防ぐために網を、網で囲っているんですけれども、その網に引っかかって、毎回、何度も網を破られてしまう、そういったところまでの補助というのはどういうふうになっていますか。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 確認ですが、それは破れた場合の補修に対する助成がないかということですか。申し訳ございません、そういったのは現在のところございません。今あるのは、結局電気牧柵であったりだとか、わなということで今は対処しているような状況でございます。個々の方々、農家であったり家庭菜園であったりいろいろな対策をなさっているかとは思いますが、あくまでも今どうしても対応できているのが電気柵であったりわなであったりということでございますので、今後こういったことができるかは少し検討はしたいと思いますが、なるべく今やっている事業を通しまして駆除を有効に活用していきたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐々木慶一君） 阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） 私は、電牧関係の補助等にさらに強力に支援してほしいということを申し上げたいと思います。それから、最近農協のほうから通達がありまして、イノシシが通った後の米は売りに出せないという、そういうことです。臭いがついたりしてだめです。そういうこともありますので、まず電牧がかなり有効だと思っております。それから、網につきましては、農家組合というのがJAの下部組織にありまして、去年、今年と各地域で、全部ではありませんけれども、各組合に網を1つずつ配給はしております。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

79ページ全部。（「まだ質問していない」の声あり）阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） すみません、来年度の電牧等の予定をちょっと聞こうと思いました。

○委員長（佐々木慶一君） 今79ページです。

進行します。進行していますので。

80ページ全部。東梅康悦委員。

○9番（東梅康悦君） この畜産業費でお尋ねします。

9月の質問でもやりましたが、この共済組合の獣医師派遣負担金70万円、これ、今年と来年度だけですよね。6年度からはなしということになります。それを受けて正月明けの早々、釜石の市長さんと町長が出向いた中で要望してきたと承知しております。2年間しか準備期間がないんですが、恐らく担当課のほうでも危機感を覚えた中で取り組み始めようとしていると思うんですが、その取組も、令和4年度、もう始めなきゃいけないと思うんです。それに向けて今年度担当課としてはどの程度までこの取組をしたいというふうに考えているのかということをお尋ねいたします。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

東梅康悦委員におかれましては、昨年から御質問いただいております、1月18日でございますか、町長と釜石市長が県庁に出向きまして、農林水産部長にお願いをいたしました。その後でございますが、沿岸市町村、住田、陸高、大船渡、釜石、私どもの町村で、沿岸釜石中央振興局のほうに集まりまして、畜産担当が集まりまして、今後の対策等について協議いたしました。その中では、やはりはっきり申しますと、県中部や県北部に比べますと、やはり肥育頭数がどうしても少ないという中で、獣医の採算性も考えなければならないということも1つのテーマとなりました。そこで、実は、1月の町長の要望を受けてから、新山利用組合の、実は今既に始まっているんですが、今後の畜産の在り方、町内での畜産の在り方についても一回再検討しよう。どうすれば継続的に畜産を営んでいけるのかということ、今既にもう検討し始めてございまして、議員がおっしゃるとおり令和6年からは共済がやめますので、そういった中では今年度中にある程度の方向性を少し出したいなというふうに考えてございまして、今現在新山利用組合と当課のほうで今後の行く末について、行く末というか経営方針について検討しているという段階でございます。

○委員長（佐々木慶一君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） 午前中はいろいろやり取りがありましたが、これは、やはり行政と生産者等が一体となり、そしてまた近隣市町とも一体となって取り組んでいかなければ

ばなりません。いかんせん開業医がゼロ地帯でありますので、ぜひ6年4月から町内及び近隣市町の畜産農家がなくならないような施策を、当町はもちろんのこと振興局、そしてまた近隣市町ともしっかりと連携した中で取り組むべきだと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（佐々木慶一君） 阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） 最近いろいろな事情がありまして、輸入牧草とかの飼料、家畜のえさ、それから動物園の干し草なども非常に高騰したり少なくなっております。そういう意味で、新山の牧場では乾燥牧草なんかも結構やっていたんですけども、いろいろな広く町内、この牧場からもほかにも売り出すということなんかはできないものでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ありがとうございます。新山利用組合に関しましては、やはり健全経営をこれからも図っていく、それが先ほどの獣医の問題にも全部リンクしていることでございます。先ほど東梅康悦委員からも御意見があったとおり、やはり畜産業、農家の方、それからやはり獣医の方々と今後連携した中でやはり肥育頭数を伸ばすであるとか、どうやったら獣医が来てくれるような町の体制であったりだとかということ考えた上で、その採草事業も含めまして全体的にやっぱり計画を考えていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

81ページ上段まで。進行します。

2項林業費。臼澤委員。

○2番（臼澤良一君） すみません、森林環境譲与税基金積立金のことでちょっとお尋ねしたいと思います。町のホームページに、この積立金の使途及び交付金が掲載されています。それをちょっと確認したんですけども、それを見ますと、昨年度の譲与税額1,258万6,000円、このうち896万円ほどは森林管理の意向調査に使って、残りの362万円相当については基金に積み上げている。しかし、令和元年度は全額を、592万幾らを、そしてまた来年度、来年度の予算書の中にも1,628万8,000円を今後の経営が成り立たないとか、それから町自らが管理を、整備をするという需要に備えて積立てをしていくということが書かれていますが、これ、いつ頃まで積立て計画なのか、今の時点での予想をお願いしたいと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長(岡本克美君) お答えいたします。

これは、予算書の歳入の基金繰入金というところがあるんですけども、実は今回譲与税でもらった1,600万円については1回基金のほうに積み立てる。それから、こちらは41ページでございますね、予算書の41ページでございますが、1,965万、すみません、196万5,000円、こちらは基金のほうから繰り入れるということで、今年も調査のほうに活用する。今後の状況でございますが、まずは一般質問でもお答えしましたとおり、調査事業と並行しまして、再来年に関しましては森林整備に取りかかっていく予定でございます。それは、意向調査を踏まえて、まず自分で管理できないという部分に関しましては、この基金等を活用しまして木出しの道路をつくったりとかしながら整備を進めていくという状況でございます。全部全部毎年毎年使うというわけではなくて、やっぱり次年度以降の森林整備の分の費用等も勘案しながら計画的に積み立てたり運用してまいるような予定でございます。

○委員長（佐々木慶一君） 臼澤委員。

○2番（臼澤良一君） 了解しました。計画的に実施するということですが、実は、過日全国紙の森林環境税の使い方をめぐって、全国市町村の5割余りが、5割ですね、5割余りが使い残しをして基金に積み立てていると、そういう、制度を見直そうという動きが出ているという、そういう内容でした。もちろんこれは、常々課長が言っているように、人手が足りないとか高齢化のために技能がどんどん細っていくという、そういう地域もあるのは承知していますが、大槌町では課長さん自ら先頭に立って汗を流しながら頑張っているんですが、町としてこの森林環境譲与税の有効な使い道をどのようにこれから捉えていくのか、改めてお尋ねしたいと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長(岡本克美君) お答えいたします。

確かに、全国的には、算定方法がどうしても人口によっている部分がございます、何か新聞紙面では森林面積がないところに譲与税が多額に交付されているという矛盾があって、結局消費、消費というか使途がちゃんと使われていないんじゃないかということもございます。当町におきましては、森林面積は大きいんですが、人工林の面積は大きいんですが、どうしても人口分で1,200万円から1,300万円とかというレベルでしかないんです。ただ、一般質問でもお答えしましたとおり、県と市町村の配分が年々変わっ

てきまして、増加する予定でございます。森林が持つ多面的な機能をやはり発揮していくためには、森林整備が、森林管理が重要でございます。それは海に行って海の栄養であったり、町の保水力であったりします。いずれにせよ、当町といたしましても、森林整備を、森林所有者の方々と機運を盛り上げながら醸成してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐々木慶一君） 金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） 課長はなかなか明快な答弁だけするから、なかなか質問するのも難儀ですけれども、確かに森林というのはすごく多面的な要素を含んでいる。ただ、この林業費の中の下に行けば工事請負費とか何かある。林道補修とかそういうのがあると思いますけれども、この譲与税の使い方については、この間私言ったときはこのページの話をしていただけけれども、本当はこの林道についても、町有林のあるところの林道をいち早く手を付けてもらいたい。そして、この町有林の伐期の木材を売ったらいいんじゃないかと。そして譲与税にプラスアルファして事業をさらに進めていけば多面的な森林もつくれるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺については、課長さんはどのようにお思いでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ありがとうございます。全くそのとおりでございます。こちらは、2年ほど前から取り組んでございまして、町有林を、伐期のいい時期の原木をまずは場所、場所を見ながら、今伐期してございまして、それを原木として供給するというような事業でございます。このような事業を通しましても、いずれにせよ町内の町有林ももちろん適正に管理してまいりたいというふうに考えています。この売上げも含めまして森林の維持管理に使っていききたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐々木慶一君） 金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） 本当に前向きな答弁でありがたいんですけれども、なるべくなら遠山の木は面積で切ってほしくないと思います。町民みんなそう思っている。確かに年数がたっていけばナラ枯れが何か出るとか何かとありますけれども、同じなら国有林が大槌町何しろ多いのだから、国有林に木がないのだから大水が出る。そう思っていけば、なるべく遠山のああいいう広葉樹林帯をなるべくなら残すような方向を取って、そして逆にそこまでいかない、大槌ならば亜高山性の辺りの植物があるところに植えられている

町有林の木を伐採して、ほだ木も大事ですけれども、確かに地場産品をつくり出すといえはほだ木だ。だけれども、それとはまた別に、やっぱりそういう杉とかそういうもの、今海外からも入ってくるのが難しくなっている状態です。杉はある程度値段が上がっている。だから、そういうところの林道は早めに直して、そういうところ売払いしながら、この譲与税と一緒に使っていただきたい。まず、山はなるべくなら遠くの山を切ると大水が出るから、その辺も考えてお願いしたいと思いますがどうですか。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ありがたい御意見ありがとうございます。ありがたい御意見ですすみません、ありがとうございます。今委員がおっしゃったとおり、いろいろ多面的に町有林の場所ございます。今回も学校林も町有林になりましたので、全体的に管理しながら適正に森林対策をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

82ページ中段まで。

14時20分まで休憩します。

休 憩

午後 2時11分

○

再 開

午後 2時20分

○委員長（佐々木慶一君） 再開します。

82ページ、3項水産業費。進行します。

83ページ全部。臼澤委員。

○2番（臼澤良一君） すみません、磯焼け対策事業費補助金35万円のことでちょっとお尋ねしたいんですが、ごめんなさい、350万円、ごめんなさい。この磯焼けというのは、もう本当に全国的な問題で、大槌湾においても、もう長年にわたって町のほうが対策にかなり力を入れているんですが、こういう進行したエリアの、一所懸命頑張っ取り組んでいます、今年度から、ちょっとすみません、来年度の350万円の事業の内容というのはどんな内容なんでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

この350万円でございますが、実は、藻場再生協議会、大槌町藻場再生協議会に対する補助金でございます、事業全体は令和3年度の9月補正でしたか、ちょっとすみませ

んあれですが、水産多面的、国の事業、それから県の黄金のウニ事業と併せまして、全体事業では約1,000万円ほどになってございます。今年も同様に1,000万円近く、九百何十万円でございますが、そのような事業費で行ううちの町単独分が350万円でございます、こちらに関しましては駆除のほうでございます。畜養はまた黄金のウニ事業というのでまた別に行います。今年度の実績でございますが、ウニの駆除につきましては6万個駆除してございます。それで12月の時点で赤浜の実験棟、実証棟のほうに御案内いたしました、3,500個、当初畜養いたしましたが、最終的に残ったのが350個でございます。歩留まりから考え、計算しますと約2キロが、ウニが収穫できてございます。本来であれば2月18日に皆様にも、議員の皆様にも御試食していただける機会を用意していたんですが、コロナのまた蔓延でございます、今ちょっと時期を考えているのでございます。非常に出来もよく今年度は畜養ができました。来年度は、令和4年度も同じように、同様に取り組んでいくことと、それから漁師の方を少し磯焼け対策に、今は三、四人でございますけれども、手伝っていただいています。もっと漁師の方々も、あくまでも今組合と調整中なんです、手間賃を少し払うような形で、漁師の方にもお手伝いをしていただきながら取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐々木慶一君） 白澤委員。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。私もこの磯焼けって本当、大変関心を持っていて、この対策には本当に気の長い、大変な、長時間、長い時間かかります。実は、磯焼け対策で大変な被害を受けている北海道の増毛町とか、色丹町とか泊村、ここでは海の森づくりということを目指して、鉄鋼メーカー、国内の鉄鋼メーカーと連携して実証実験を行っているという記事を見ました。先日、増毛町の農林水産担当者にちょっと情報交換したんですが、この実証実験、本当に目に見えて藻場が再生されている、そういうお話をいただきました。大槌町でもこのような海の森づくりを実証実験にチャレンジしてはいかがなものか、ちょっと提案をさせていただきたいと思いますので、御意見があれば。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ありがとうございます。すみません、私、ちょっとその情報がなかったものですから、後で委員のほうからお伺いして、情報を入手しながら取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。いずれにせよ、今年度におきましても、漁協、それから水産業従事者の皆様とこの大槌町の海中環境の改善に取り組

んでまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐々木慶一君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 水産ということで大槌は水産の町、本当にいろいろな部分でこれからの担い手、それから産業の部分でお聞き、全体の部分でお聞きします。

今の藻場再生もそうなんですけれども、これからの大槌町の水産を考える部分で、ウニの駆除ということもさっき言うております。ウニの養殖のことに関して、例えば、それこそ見学に行ったときに、この弁天様のところにテトラを置いて網で囲って駆除したのを入れて、いろいろなえさを上げて、将来的には洋野町みたいな感じにしたい、そういういろいろな構想を描きました。それには、大槌町の部分でなく、国の力、県の力も必要であると。その中で、いろいろなものをつくるということで、産業まつりとかいろいろな水産祭りやったり、吉里吉里の、前、サケ、釣り堀したところ、あそこって淡水でしたっけか、海水でしたっけか。その部分、まず最初。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

水路の部分ですね。池。池は海水ですが、震災前に比べて、やはり海水の出入りがどうしても弱くなっているということがございまして、海水ですが、御覧になったかと思うんですが、よどんでいるような状況でございまして、それで、実は藻場再生協議会のほうでは、フィッシュリーナの部分で、今畜養のほうは来年、令和4年度に検討したいということで、今後県ともちょっと協議を重ねたいというふうに考えてございます。2月22日でございましたが、芳賀副議長と、実は岩手復興局のほうにも御意見等賜りに行ってまいりました。その中でも、この畜養とウニの駆除のセットの事業を今後大槌町としても拡大していきたいというふうに考えてございます。やはり漁業者の方々の力と、それから漁協と町が一体となって今後も推進してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐々木慶一君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 本当にいろいろな部分で大槌町という町の基本的な1次産業のもので、お金を稼ぐと。言うなれば、お金を稼がなければ自主財源と。自主財源イコール大槌町のお金を回す、そしてものを取る、売る、消費する、いろいろな県外に売る、6次までの話ですけれども、いろいろなものに手をつけていかないと大槌町は潰れてしまうぞと。この洋野町のやつ話したときに、ちょっと外れ、委員長、ちょっと外れますけ

れども、この間の新聞の中に洋野町の土地の話、岩手日報に載っていましたよね。おらほの町さ住めということで、700万円の土地が結局200万円だったか、200万円の70坪だかの200万円の土地が、結局70万円で手に入るとか、他市町村から来ればと。そういう、やっぱりやるなど。やっぱり突拍子のないことを考えて最初にお金をかけるけれども、結局は、最後は収入で入るぞと。先行投資。先行投資で失敗したら責任取るしかないんだ。前も復興大臣が来たとき、いろいろなもので、国から、町長、こう言いながら銭くださいと。それで失敗したら俺腹切るからというまで話して、やっぱりうちらは議員も町長も持って行くのにそのぐらいまでびしっとふんどしを締めてということでないけれども、思い切りいくところは行きましようと思っております。町の方針というか心構えがあるんだったら聞かせてほしいんですけれども。

○委員長（佐々木慶一君） 町長。

○町長（平野公三君） 大変ありがとうございます。しっかりと、第1次産業は大事だということになりますし、それ以外にも、やはり町民の所得が上がるということ、やはり生活の中で、しっかりと生活が、特に若い人たちが働いて収入を得るという状況をつくっていかなくちゃならないと思います。特に第1次産業を大事にしながらということもありますが、2次産業、3次産業においても、沿岸道路もできましたし、近くなりましたので、そういう方々が福祉も教育も含めて全体として大槌町に住みたいと思えるような、そういうまちづくりを積極的に進めてまいりたいと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） 今、大槌町でテレビに出ますけれども、サケ、マスの養殖やって順調に育成して販売にこぎつけたと。さらにそのトン数を上げようと目下努力している行政の応援と、そして、その人たちの努力が見られるようになった。すごくいいことだと思っているけれども、最近、ここずっと金沢のほうに行くとき、桃畑の養殖場、すごく手入れかけ始まった。前休まされているところも全部土砂を上げて、そしてネットも張り直して、すごくきれいになったなど。新しくマスを飼うにしてもやっぱり冷たい水で飼うのが一番条件だと思うから、ここも前よりは手広くやるところだなと。そこで、前をお願いしていたんだけど、要は、あのくらいに面積が増えてしまえば、どうしても川の水が濁ったときは、ポンプ足りないよと。ならば2基つけたほうがいいんじゃないかと前に言ったんですけれども、恐らくあの面積を動かすために川が濁ったときは1本じゃ絶対足りないと思いますよ。そこら辺で、その辺で当局のほうはどのように考

えているのかなと思ってお聞きします。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

今は地下水、ポンプ1基で稼働してございます。それは、あくまでも今金崎委員がおっしゃったとおり、濁った、例えば大雨であつたりだとか、そういった部分でございまして、今のところはあくまでも対応できてございます。今後につきましても、あそこの最大生産数が50トンまででございまして、それに見合った設備投資を今図っている段階でございまして。

以上でございまして。

○委員長（佐々木慶一君） 金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） それは分かります。ただ、恐らく、魚、小さくないからね、今までアユとかそういう小さな魚を飼ったところだから、それが海に持って行って放流するまで、例えば育てるとなれば、魚の魚体も大分変わるから。やっぱりそこは密集してくればどうしても酸素の部分でも影響があると。そうした場合、濁った水を使うようになったら、これは大変だと思うんだよ。そこを危惧しているわけです。町長の所信演説でないけれども、やっぱり大槌川と小槌川、すごくきれいなところだと言われたとか、誰がそんなこと言うのかなと私は思いました。それをまたまともに受けて、それを町長の声明に出すというのが、町長、頭どうかしているのかなと思って心配だったってば。もう少し実態をよく把握しながら、ああいう公の場で公然として述べなきゃならないんだから、その辺はぜひ考えていただきたい。これがひいては産業建設のために海の水というのがやっぱり川から来ているものだから。川がきれいにならないとそっちのほうに行かないから。だから、なるべくならその辺は考えていただきたいと思います。なるべくなら、なるべくならで言うけれども、いずれにしてもあそこの養殖業については、川の水は、恐らく何十年と濁りは取れないから。そのときは業者が泣きの涙になるかも分からない。それを助けてやるためには、行政のほうもある程度、もう少し本腰を入れるなら、その地下水を上げる方法も再度考えていただきたいと思います。どうぞ課長さん。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

以前にも御説明したかと思いますが、昨年度におきまして高濃度に酸素を水中に溶け込ませる高濃度酸素溶解機を配備してございます。こちらにつきましては、今50万尾、

すみません、50トンを生産するに堪える酸素溶解機能をもってございますので、例えば循環しなくても、要は新しい水の中に酸素が入ってなくても既に今ある水の中に酸素を十分に溶け込ませることができます。川の環境に関しましては、担当外でございますので私のほうから申し上げることはできませんが、県とも情報共有しながら、大槌町の環境に関しましては取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐々木慶一君） 町長。

○町長（平野公三君） 金崎委員のほうから大槌川、小槌川の環境という感じの話がありました。やはり、私たちの住んでいる大槌町というのは、やはり自然環境に恵まれているということになりますので、しっかりと環境を守るという取組は一つあります。もちろん産業振興とかありますから、その辺のバランスを含めてきちんとこれから様々なことを進めていく中では、やはり議員含めて、町民の皆様と一緒にいろいろなことについて話し合いながらことは進めていきたいと思っております。

○委員長（佐々木慶一君） 金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） 3回目だから。私どもの課とは直接関係ないと今言われたけれども、課長さん、そうじゃないんだよ。やっぱり川の水は海に行くんだから。さっきウニの話をしてたけれども、私は酸素のことだけ言っているんじゃないですよ。早く言えば、この付箋、水がどっと出たときはこの色になるの。この色ですよ。それがだんだん和らいでいって、次はこんな色になっていって、透明になる。それが、前に言ったとおり2週間もかかります。今は前みたいに流れないからというものの、やっぱり濁るのさ。あのようなミクロの世界なんだか何か、そういう粉が流れて色が変わっているのに、酸素だけの問題じゃないのさ。魚のえらに入るんだもの、それは、酸素を取るために。そうしたら魚の死滅につながるんだよ。だから、首をひねっているけれども、課長そうじゃないか。えらに入っていくんだよ、直接。だから、前に阿部委員でないけれども、おらほの川に前はカジカがいたのにカジカいなくなった。そういう話もされたんたら、議会で。だから、それ首をひねったり何だりするのさ、それがおかしいのさ。ここだけでなく、何もそれを今やれというわけじゃないけれども、もう少しおらほの川はおらほと関係ないと。そういう考えだからこの間のような条例のミスが出てくるんだってば。みんなで共有しないばないのさ。例えば、町民課で、町民課、おらほも川関係ない。それじゃ何にもならないんだよ。いやいや、いいから。そのようにやっぱり考えないばならないんだよ。自分の課でないから関係ないとか、そんな適当な答弁されては困るんだよ。

やっぱり関連があるんだでば。そこを考えてくださいよ。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 直接関係がないと言ったのであって、私は関係がないとは思ってございません。であれば、すみませんが、4款の衛生の環境費のほうで御質問なされたほうがよろしいんじゃないかというふうに考えています。今、すみません。

○委員長（佐々木慶一君） 今答弁中です。静粛に願います。（「漁業の関係で言ってるんだから」の声あり）

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） いやいや、どうしろというふうな答弁がよろしいのかと思うんですけども、私は何も関係ないとは言ってございません。

○委員長（佐々木慶一君） 金崎委員、静粛に願います。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 直接的に対応ができない課ですよ。ですので、県とも共有しながらその問題は取り組んでまいりたいというふうに御回答したというふうに考えてございます。何も私は、先ほど申しましたとおり、町の環境でございまして、それは町として取り組んでいかなければならないというふうに御回答いたしました。それについては、やはり、確かに担当もございしますが、私も全部が全部担当しているわけではございませんので、やはり他の課と、本当の専用の課と情報共有をしながら対応していくのが一番ではないかという答弁の趣旨でございまして。言葉が足りなかつたら申し訳ございませんでした。

○委員長（佐々木慶一君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） 今環境についての話もございましたので、生物多様性やら、そこら辺も含めて意識の部分を町民の皆様に御共有できるよう、もしくは提供できるよう努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

84ページ上段まで。金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） 次から次と。課長さん申し訳ないけれども、俺も勉強不足だから、県営漁港施設機能強化事業負担金1,400万円のところ、もう少し細かくちょっと説明してくれませんか。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

こちら、大槌町には町の漁港がございません。全部県の漁港でございますが、それで、赤浜と、それから大槌漁港のほうのスロープの辺りであつたりとかを県のほうで改修するんです。それがまず1つと、あと、旧市場ございます、乗り越し堤防みたいな、あの県事業への町の負担金でございます。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

7款商工費1項商工費。

85ページ全部。阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） 商工費のキャッシュレスのことについてお尋ねします。

14款の収入のところ、行政サービスも入るのかなと思って、それでちょっと聞こうと思いましたがけれども、ここに載っているということで、キャッシュレスについてお尋ねします。

これには、いろいろな方法があります。カードとか、それからスマホとか。どういうものを活用するか。それから商工会に対してこれを使ったことによって期待される効果などについてお尋ねします。2つ。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

令和4年度のキャッシュレス決済推進事業でございますが、これは令和3年度も実施してございまして、今回のキャッシュレス事業は、商店のペイペイという決済サービスを使った、令和3年度と同様でございますが、キャッシュレスサービスを、スマートフォンを使ってサービスを実施するものでございます。この3,690万円の期待される効果でございますが、町内での、これはあくまでも大規模店舗では使われません、あくまでも小さい、中小規模店舗の商店でございまして、効果でございますが、約1億8,450万円の売上げに寄与する、これが全部使われれば寄与する効果がございます。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

86ページ全部。菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 大槌町復興ありがとうホストタウン推進業務委託料のところ、伺いたいと思います。1点確認したいのが、この委託料210万円は、このすぐ下の台湾交流促進業務委託料184万3,000円と関連した事業だと思うんですけれども、この東京2020オリパラが終わった今、新年度の事業として、この予算をもってどのような事業が行われるのか、その辺御提示願いたい。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長(岡本克美君) お答えいたします。

2011年の東日本大震災におきまして、当町は日本全国世界から多額の御支援をいただきました。ただ、その中でも、台湾からは、約20億円ほどの御支援をいただいております。本来であれば2020年東京オリンピック・パラリンピックの際に、終わった後に選手の方を当町に御招聘して、復興した当町の姿を御覧いただきたいというのが本当の趣旨だったんですが、このコロナによってそれがかなわないという状況でございます。ですが、実はオンラインで台湾とも交流してございます。町長も選手の方々とも交流なさってございますが、それで、できれば今年度が、もしコロナが終息したのであれば、やはりお迎えする、それから行って、台湾に訪問して、またお礼の、感謝の言葉を伝えたいということでございます。趣旨的にはそのような形でございまして、全体的に申しますと、交流事業をまた再開したいということでございます。

○委員長（佐々木慶一君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 交流事業ということなんですけれども、オリパラが行われた昨年の同事業の予算1,000万円に比べれば当然なダウンなわけなんですけれども、今課長おっしゃったように、恐らくこのコロナの状況いかんによっては台湾から呼ぶわけにもいかず、かといってこちらから行くわけにもいかずということで、当然オンラインの交流ということになるんですけれども、仮にオンラインの交流となるとすると、果たしてこの予算計上は適正な額なのかというふうに思う部分があるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長(岡本克美君) 御説明が足りなくて申し訳ございませんでした。昨年度の1,200万円何がしにつきましては、選手の方々の20人程度招聘する旅費がどうしても入っていましたので、1,200万円ほどという予算計上になってございましたが、今年は、あくまでも少人数の方々をまた招聘したいということで、5人程度招聘したいというふうに考えてございます。それから、先ほどちょっと御説明足りなかった部分があるんですが、やはり今年度、今年度というか震災以降のつながりをもっていくために、例えば修学旅行の招聘であったりだとか、ビジネス展開を、やはり行ったり来たり相互の今後の台湾の客様が当町のほうに来客して、来町していただきたいというような事業も組み込んでございまして、今予定しているのは、例えば旅行会社のほうにアクションをかけ

るであるとか、それから今年も行いましたが、台湾の漫画祭りが2月に開催されます。それにつきましても、当町のブースが非常に今回も盛況でございました。そのような経費も盛り込んだ上での委託事業でございます。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

87ページ中段まで。進行します。

8款土木費1項土木管理費。

88ページ全部。進行します。

2項道路橋梁費。菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 委託料の街灯費維持管理業務委託料のところで伺いたいと思います。概要書によると、現状の水銀灯、それから蛍光灯の道路照明をLED灯に全数更新ということなんですけれども、夜間の交通安全、それから防犯にも効果を発揮するというので、この更新に関して高く評価するところでございます。

それで、お聞きしたいのが、既存の道路照明の更新のほかに、新設に関しての記載がないんですけれども、その辺、4年度は道路照明の新設の予定というのは現在のところないのでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） ただいまの質問は……。

○委員長（佐々木慶一君） マイクお願いします。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） ただいまの質問は、工事請負費の中の道路照明交換工事がまず第1点で、これについては、現在町内にある水銀灯、ナトリウム灯、それらを全てLEDに替えるという工事でございます。それから、次の新設がないのかということ、これについてはそういうことですので、既存のある物を撤去して新しいものをつけるというものでございます。

その次に、街路灯設置工事というのがその下にあるんですが、これがクリーンエネルギー助成金を使って、補助事業でございまして、これについては、来年度は何点かありまして、1つは今、安渡に乗り越しができたんですけれども、安渡乗り越し部分が町道になっているんですけれども、その部分に関しての新設、それから、あとは今郷土財の部分に交差点がございましてけれども、その部分の新設、それから沢山の団地の中の、その中での交差点や街路灯の設置に合わせた、設置基準に合わせたところでの新設というのが来年度の新設の予定でございます。

○委員長（佐々木慶一君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 詳しくありがとうございます。願わくは、住民の要望に全て答えていただきたいというふうに思うところですが、当然予算の問題もありますので、全てを単年度で整備するというのは当然無理がある話である。しかしながら、住民の、町民の方々から要望にあった部分は、今課長の御答弁の中に、安渡、それから郷土財のところ、沢山地区と全て網羅するというふうに理解しました。それで、当然それでもまだ足りない部分はあると思うんですけども、これ、年に1か所、2か所でもいいと思うんです。数年かけて整備しても、当然やらないよりはやったほうが成果が出るということで、町民の皆様からも理解をしてもらえないかというふうに思うんですが、その辺のお考えとして、今後の方針としてどうでしょう。

○委員長（佐々木慶一君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 現在地域整備課で行っている道路照明灯の新設は、クリーンエネルギー助成金を、これが500万円なんですけれども、これを使った部分でLEDの新設というのを毎年度やっています。これは、ほかに同じような事業で使い道があるときはちょっとできないんですけども、そうでなければ街灯がほかの部署でその工事がないのであれば、大体それを使いながら少しずつですけども増やしていております。

○委員長（佐々木慶一君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。それと、特定の地域を出して大変恐縮なんですけれども、例えば、県道の安渡から赤浜地区にかけての直線などは、住民から夜間の交通安全であるとか防犯上の理由で道路照明の増設要望が大分前から出ているんです。もちろんそこだけじゃないんですけども、町内全域いたるところでそういった新設の要望なども出ていると。それで、県道だから当然町では設置がというお話も以前ありましたけれども、私、赤浜地区の、赤浜地内の県道についての街灯について振興局からお話を伺ったときに、基本的に県のほうで整備するのは交差点と横断歩道、その他の部分は県道であっても暗いのであれば町でも整備は可能ですというお話をいただいているんです。それで、今この安渡、それから赤浜に向けての直線のお話ししましたがけれども、ここは通学の生徒さんの親御さんなどからいろいろお話が出ているんです。暗くなると通学に、帰宅に大変不便であると。防犯上も危ないと。そういった部分で、こういった箇所って町内に結構あると思うんです。町としては、どれぐらいそういう部分を把握しているの

か。もちろんこれは地域整備だけではなくて学務課などもこれは関係してくるお話なんですけれども、通学路でございますので、その辺の、町はどの辺までそういう部分を把握しているのか、その辺伺いたいと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） ちょっと防犯の部分になると、多分町民課のほうが多分答えになると思います。その前に、県道の部分についてなんですけれども、大槌町においても道路照明の設置基準は全く同じでございます、基本的には交差点部と、それから横断歩道とかそういうところなんですけれども、なぜこれがごっちゃになるかというと、多分防犯灯で設置したのも全部管理は地域整備課がやっているのです、街路灯と防犯灯が今一緒に混在しているので、両方そういうふう感じていらっしゃるのかなという中で言えば、うちは基本的にクリーンエネルギーでやっているのも同じような基準で設置してございます。再三町民課のほうでは、それについては防犯灯のほうで、自治会で設置してくれないかという話が出ていると思うんですが、ちょっとこの今回のLED化にするという中では、大体1本の電気料というのは20ワットで大体125円、大体10ワットで125円、20ワットで178円、40ワットで280円、大体概算でございますけれども、そのくらいなんです。年間でいうと1,500円ぐらいの負担になると。実際照明灯の設置は1基10万円以上します。それについては町がもちますので、できましたらそういったところがあるのであれば、電気料はちょっとかかりますけれども、できましたら防犯灯でできるだけ設置していただければというふううちのほうとしては思っております。

○委員長（佐々木慶一君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 街路灯等の関係なんですけれども、住民要望だとかいろいろところで、役場さんにここが暗いですねという声は上がる。役場の責任としてどういう調査をして、確かにこの道は暗いよねというのをやっているのかお聞かせください。

○委員長（佐々木慶一君） 役場の責任として暗さ対策。学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） 教育委員会といたしましては、一般質問のときの答弁と同じになりますけれども、年1回ではございますが、交通安全プログラムというのを実施して、道路管理者、関係機関等々集まってその状況について協議をし、対策について話し合っているというところでございます。

○委員長（佐々木慶一君） 芳賀委員。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） うちのほうでは防犯灯の担当というこ

とで、各地域から要望を受けて、その中には、先ほどの電気料の話ですね、それを承諾した上でということでお話して、それがオーケーであればということで設置のほうをさせております。暗いとかそういう要望も当然ですけれども、これからも技監、あとは教育委員会と話を詰めながら、そこら辺の情報共有のほうを図ってまいりたいと思っております。

○委員長（佐々木慶一君） 芳賀委員、失礼しました、副町長。

○副町長（北田竹美君） 町民課のほうは防犯灯だし、それから町道とか等々は地域整備課というふうになっているんだけど、今のお話にもあるとおり、様々なところで、正直私自身が見ているわけでもないところがありますが、担当課が把握しているところがあるかもしれませんが、基本的に今回の震災によって様々町の経営体が変わっているんです。今までとは一緒ではないというところがあるので、十分に見きれているかどうかというところも少しクエスチョンなところもある。それから、もう一つは、こういう、いわゆる道が暗いとか等々のことについて、町民の皆さんからの要望によってだけ対応するということは、やはりこれは町として少し考えなきゃならないんじゃないかというふうに思っております。くくりとしては、町道については町が全部持ます。建設費から電灯の維持管理費、防犯灯については町が直接工事の料金を持ちますけれども、維持管理費については自治会のほうでというお願いをされています。ごめんなさい、電気料だけでした。というのがありまして、ちょっと次年度になるかもしれませんが、その辺も含めた、町としてどうあるべきなのかというところは、町の皆さんの要望云々ということによらずに、もう少し突っ込んだ話が必要だというふうに考えておりますので、前向きに考えていきたいと思っております。

○委員長（佐々木慶一君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 通学路はもとよりなんですけど、例えば海岸に行くところの道路、今副町長答弁にあったとおり、いろいろなものが整備されたんだけど、やはり街路灯について不足なところはいっぱいあるわけです。それを、住民要望だけではなくて、役場の担当課が、暗い冬場にやっぱり巡回してみて、ここ暗いよなというようなところをきちっと把握して設置をしていくのが本来なんだと思う。そうじゃないと言ったもん勝ちになってしまうということがある。あと、津波のときに、例えば吉里吉里の浄化センターの辺りも、道路は立派になったけれども街路灯って1本もないわけですよ、この間視察していただきましたけれども。あとは、津波で流された電柱があって、そこに

街路灯があったんだけど、いつかつくのかなと思っていてもつかない。そういう不具合がある。先ほど来、鹿の話が出ていましたけれども、物すごい鹿の量なわけです。そうすれば、浜に行くたってリヤカーで鹿ぶつかったとか、うちのほうの職員もぶつかったとか、いろいろなところがあるので、私とすれば、町の責任としてやっぱり冬場だとか年に何回か夜、本当に暗い道がどこなのかというところを見て、年間に建てられるものの制限もあるでしょうから、やっぱり優先順位を決めて、人通りの多いところはやっぱり優先的に上げていくとか。今言った町民負担の電気代についても、おらほで出すからどんどんつけてけろというところだってあるわけですよ。前は、私の記憶だと、1か月500円と言われた時代、1基つけて。それは電力さんの話なんで間違いないと思うんです。これが今の答弁だと、LEDになったので1か月120円か150円かという話であれば、自治会レベルだったら、だったらここさもお願いしたいというものもあるかも分からない。ところが1基10万円かかるからすぐ飽和状態になるからだけれども。なので、言われたからでなくて、言われたものと自分たちが調査したものをきちっとやって、やっぱり優先順位を決めて、今年この地区に3本ですけれども、来年はこっちに3本ですけれどもということを適正に進めていけば、そんなにそんなに何年たってもつかないみたいな話はなくなるんだろなというふうに思いますので、そこら辺はぜひ調査をしていただきたいと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 誤解がないようにちょっとだけ付け加えさせてほしいんですが、一応、道路、地域整備課では道路については全て把握して見てございます。ただ、ちょっと違うのは、連続照明と局所照明というのが道路にございまして、連続照明というのはいわゆる高速道路とか連続照明ですけれども、例えば三沿道ですらも連続照明ってございません。基本的には、道路照明というのは、県でも町でも大体は局所照明でございまして。したがって、うちのほうでは交差点部あるいは横断歩道のあるところ、あるいは横断歩道が通学路で、例えば暗くて長いようなところ、そういったようなところは見て、それについてはつけております。したがって、要望では決して地域整備がつけているんじゃないなくて、あくまでもクリーンエネルギーを使って、自分たちで見た判断で設置してございます。今後はまたそういったところを続けて、クリーンエネルギーの助成金を使って設置はしていきたいというふうに思っております。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

90ページ中段まで。菊池委員。

- 1番（菊池忠彦君） 道路整備費の町道高森団地線のところで、測量設計委託料のところで伺いたいと思います。

高森団地線の道路整備は昨年的一般質問にも取り上げさせていただいたんですけども、改良工事が4年度に、4年度予算に計上されたこと、大変高く評価したいと思います。それで、確認したいんですけども、整備地点は、高森団地を正面に見て左側の坂を上りきったところという認識でよろしいでしょうか。

それと、もう1点が、その場合、その住民の方が一部土地を提供するというお話を伺っていたんですけども、それもそのまま計画として進んでいるのでしょうか。

- 委員長（佐々木慶一君） 地域整備課長。

- 技監兼地域整備課長（那須 智君） 高森団地のところに緊急車両が入れないということは非常に重大なことだというふうに思っています。それで、転回場所が必要だというようなことは住民からあって、またこういった申出があったことですから、それをベースに今回は測量設計をしたいというふうに考えてございます。また、もし、そのほかの部分でも、もし隅を切ったりとかできるのであればそういったものもやる。住民の協力が得られればやっていきたいというふうに考えております。

- 委員長（佐々木慶一君） 菊池委員。

- 1番（菊池忠彦君） 分かりました。ありがとうございます。高齢者の多い急傾斜地で、しかも今課長がおっしゃっていたとおり、デイサービスの送迎車も、また救急車ですらも転回できない路線でございます。高齢者の生活に直結した道路改良工事の、まずは第一歩でございますので、早期の完了を願っております。それと、これ、町長にお尋ねいたしますけれども、町内には、まだあと数か所高齢者が暮らす急傾斜地の狭い路線などもございます。こちらに関しても早期の道路改良工事を一刻も早く行っていただくようお願いしたいと思うんですけども、高齢者の暮らしに直接影響を及ぼす問題でありますけれども、町長の御見解、まだ高森団地線以外にもまだ町内数か所あります。これは、やはり段階を追って計画的に整備するという認識でよろしいのでしょうか。

- 委員長（佐々木慶一君） 町長。

- 町長（平野公三君） 要望とは別に、やはりしっかりと高齢化社会に対応しなきゃならないと思っていました。やはり、融雪も含めて、これだけじゃなくて融雪も含めて、様々にありますので、その課題をしっかりと捉えて、土地を取られてもその地域で生活でき

るような、そういう取決めは必要だと思いますので、計画的に対応を進めてまいりたいと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

3項河川費。進行します。

4項都市計画費。

91ページ全部。92ページ上段まで。進行します。

5項住宅費。芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 委託料の町営住宅指定管理業務委託料で聞きますけれども、ちょっと聞いたところによると、町営住宅、災害公営がほとんど町営住宅になって随時募集の形になっていると思っていたんですが、来年度の募集が6月じゃないと始まらないという話をちょっと聞いたんですが、随時募集になっているんだったら4月から募集を受けつけてもいいんじゃないかと思うんですが、何で6月まで待たないといけないのかというのがちょっと疑問だったのでお聞かせください。

○委員長（佐々木慶一君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） なぜ定期募集をするかということですが、それは要するに、空いたところに早い者勝ちみたいな形でやっているとやっぱりちょっと不公平がある。ただ、そうは言いつつも空いているので、その部分は随時募集もしているという中において、ただ、ある程度定期募集の時期になると、これはいろいろあるんですけれども、その時期についてはある程度一旦切って、定期募集にするというような形にしてございます。ただ、そういった何かも含めて、随時募集できるものであつては入れるものであれば、それは随時、将来においてやっていきたいと思っております。

○委員長（佐々木慶一君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 定期募集が年2回だか3回だかあつて、いずれ随時が変わっていつて、ちょうど年度替わりの相談を受けたから、そういう違和感があるのかも分からないけれども、入りたい人はもう4月に入りたいわけですよ。ところが定期募集が6月だからということではなくて、予算を4月1日から適用しているわけだから、その理屈は分からないでもないんですが、住民サービスという目線からいくと、入りたい人はもう手を挙げたいわけですよ。そこのタイムラグをどう見るか。結局、募集して応募しても入れるのが6月じゃないわけですよ。募集が6月から始まるということは、入るのは7月なわけですよ。そう考えれば、予算成立後速やかにそのようなものを展開しなが

らとか、随時募集を継続しながらなんであればいつでもいいですよとか。審査はいつでも適正になさるでしょうから、そういうふうな位置づけを持たれたほうがいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 実際災害公営住宅をつくってきてなんですが、最初つくったときに当時の申し込みをしていた方々が優先で入って、残りはずっと随時募集。最初はずっと随時募集だったんです。空いているところに随時募集。という中で、あるから、普通の町営住宅に変わったときに、一般的にどこでも全国的に定期募集をするという流れの中で、今は定期募集に一旦なっている。ただ、その中でも、またそれをやったのも1年か2年やったんですが、やっぱり今言ったような不満がいっぱい出てくる。そういう中においては、定期募集で残ったらまた随時に変えるというようなことをやっているんで、そこら辺は柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

93ページ上段まで。小松委員。

○14番（小松則明君） 私は積立金についてお聞きいたします。定住促進住宅基金積立金1,443万6,000円。この累計積立金の集計で、どのぐらい今まで積み上げているのでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 令和2年度の決算で大変申し訳ないんですけども、決算度末の現在高は1億4,319万8,000円でございます。

○委員長（佐々木慶一君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 雇用促進住宅を定住促進ということで、大槌町が受けたときに議員全員で見に行って、何年もつんだやという話をしながら最後は解体するということが何億円かかるのかなという話を言っていたのを思い出しております。最終的には、解体をしなければならないということになるんですけども、その場合、あそこは一律なわけですよ。そういう場合、その方々の移住先というものを考えた場合、それに代わるもの、町内の住宅の中にそういうもの、法的に変えることができることができるのか、できないのか、一部分の、この地域は今の定住促進住宅のお金で入れるという変更の可能性はできるのかということをお聞きしておきたい。よろしくどうぞ。

○委員長（佐々木慶一君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長(那須 智君) ちょっとこの際なので、公営住宅の経営についてちょっとお話しすると、公営住宅というのは補助を受けて建てます。実際、その中に建てて入って、その中で実際は、何度も昔よくやっている、近傍同種家賃というのがあって、近傍同種家賃と実際取っている家賃の差額分の、最初は8分の7、次は6分の5になって、最後は3分の2になるんですけれども、この部分が国から来ます。これが今言っている公営住宅の積立金になってきております。これが住宅の今後の経営の安定化になるわけですけれども、これが、用地を買ったところ20年、買わないところは10年です。ただ、たとえこれがあっても人が入らなければ全然これは入ってきません。なので、今は15万円9,000円とか、入居基準が21万5,000円とかなっているんですけれども、それを将来的に空きがあるようであれば、それをまた上げていくと。要するに人が入らなきゃだめだと。さらにまた、それが空いていくようであれば、今言ったような、いわゆる家賃同一のそういった住宅にする。陸前高田はもう既に変えているんですけれども、それも財産処分ということで国のほうに売ってやる。ただ、この場合は、この家賃収入が全部、全然入ってこなくなります。したがって、あくまでもその取った家賃だけで経営することになりますので、そういった形になりましても、いずれは空きが出てくればそういった形になっていくだろうということで、それにしただけ受皿、今45年ぐらいたっているんですけれども、RCの耐用年数って70年です。ただ、実際はかなり老朽が来ています。修繕しながらやっていますけれども、その中で使わないところは修繕していかないので、そういう中においては、今入っている人の中でも公営住宅に入れる人はできるだけ公営住宅のほうに移ってもらって、入れないような人であれば、またそういった形での移転先というものをつくっていきたいというふうに考えてございます。

○委員長(佐々木慶一君) 小松委員。

○14番(小松則明君) 大槌町の人口というもの、1万1,000何がしということの部分を考えてときに、じゃあ高齢者の方々、独り暮らし、ましてや町の住宅に入っている方々というものに対しての需要という、今は入っているところがだんだん、これは人生において終焉を迎えると、言い方を間違えるとあれだけれども、終焉というものは必ず来るものだ。ここで空きが出てくる、つくった方がいいが空きが出てくるということで、地域整備課長が言っていますけれども、最後には方針を変えていかなければならないということになるのは私たちも必然的に思うわけであります。ただ、その、これも国の政策の部分で、いつか、町長、これは国のほうに行っちゃべらなければならないかなとは思

っているんですけれども、空き住宅に対しての方策、えいやで東日本大震災で復旧・復興と言いながらつくれというもので箱物をつくってきました。それが果たして正解だったのか不正解だったのか。実際結果は後日分かる。それに対してのこれからの私たち、この岩手の被災地というものは、今後の被災を受けるであろう日本列島は地震と火山、いろいろなものの被害を受ける場所であります。結局私たちがその後どういう生活をしている、基本的な部分になると思うので、その部分に対しての国の手厚い看護というものに対しては必要不可欠ではないかということ、何かの機会に代議士の先生方に言うておくということ、ここをここで申し上げて、まず整備課長については方針のやつは聞きましたし、大体思っているとおりだなと思っておりますので。質問終わります。

○委員長（佐々木慶一君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 国のほうでもこれはすごく問題視されてございまして、かなり用途の変換については簡単に、簡単にというか手続は結構面倒ですけども、認めてくれるようになってきています。ただ、今言ったように、例えば大槌町が今5,000世帯ぐらいあって、そのうちの700以上が公営住宅にいる。これだけの人口割が公営住宅になる町というのは非常に少ないんです。夕張とか、本当にやばい例で言うと夕張とかなんですけど、一つ経営を間違えると、これは町の存続に関わりますので、そうした中では、我々地元で知恵を絞ってやっていかなければならない。その中においては、国はかなり全面的に協力体制になっていますので、あまり、できるだけ陳情してもらおうというのは、それなりの対応はしていただいているということだけ伝えておきます。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

本日は、これをもって散会いたします。

明日17日木曜日は、午前10時から予算特別委員会を再開いたします。

本日は、大変御苦勞さまでした。

散 会 午後3時16分